

第4部 学校教育

第1章 平成24年度学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

1 幼稚園教育指導の方針と重点

岐阜県における幼稚園教育指導の基本的な構え

本県の幼稚園教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、幼児の心身の調和のとれた発達を助長することを期して進められてきた。特に、数年来、幼稚園・家庭・地域社会が一体となった開かれた幼稚園づくりや、幼児の主体的な活動を促す環境構成の工夫により、自ら活動する意欲や態度が育ちつつある。

一方、幼児を取り巻く環境の変化は、幼児の心や体に大きな影響を及ぼしている。そして、子育て環境の変化に伴い、育児に不安を感じる保護者の増加や家庭・地域社会の教育力の低下等問題も生じている。このような中で、幼稚園における幼児教育の充実や子育て支援が求められている。

また、教育基本法の改正により、幼児期の教育の重要性が規定されるとともに、学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、以下の2点の方針に基づき幼稚園教育要領の改訂が行われた。

- ① 発達や学びの連続性及び生活の連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通じて、幼児の健やかな成長を促すこと。
- ② 子育ての支援と教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動については、その活動内容や意義を明確にすること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は「岐阜県教育ビジョン」及び「岐阜県幼児教育アクションプラン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性等を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各幼稚園では、幼児一人一人の発達に応じて「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などを総合的に育むことを目指し、家庭や地域社会と一緒にとなって幼児の健全育成に努めなければならない。

県教育委員会は、その具現に向けて、以下の方針と重点を基に、市町村教育委員会や幼稚園が行う教育指導に対する指導・助言に努める。

一方 鈎一

- ◇一人一人に「生きる力」の基礎を育む指導をする
- ◇幼稚園の教育目標の具現に徹する幼稚園経営をする

一重 点一

幼稚園経営

全教職員が協力して活力ある幼稚園経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を發揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営体制を確立する。
- ・幼稚園教育要領を遵守するとともに、幼児の心身の発達と幼稚園や地域の実態に即応した創意ある教育課程を編成し実施する。
- ・幼児の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、幼稚園内外における環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・幼稚園の教育方針について家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を幼稚園経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた幼稚園づくりを推進する。
- ・家庭や地域社会と連携して、障がいのある幼児の早期支援システム構築や子育て支援の体制づくりを行うなど、地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たす。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、園内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践を通して、園の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・園経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、幼保小の連携を図り、幼児期の諸問題を解決するための研修等を行う。

幼稚園指導

発達の課題に即し、遊びを通した総合的な指導をする

- ・一人一人の幼児理解を深め、発達や学びの連續性を考慮した指導計画を作成するとともに、評価に基づき常に指導計画の改善を図る。
- ・身近な環境に進んで関わり、心身の調和のとれた発達の基礎を培う活動が展開できるよう、幼児理解に基づき意図的・計画的に環境の構成を工夫する。
- ・基本的な生活習慣の形成を図り、幼児相互の関わりや身近な自然に親しむ活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の教育を充実する。
- ・人と関わることの楽しさや喜びを味わうとともに、自分の思いを言葉で伝え合うことができるよう活動を工夫する。
- ・集団生活のきまりの大切さに気付き守ることができるよう、一人一人に応じた規範意識の芽生えを培う指導・援助をする。
- ・障がいのある幼児一人一人の発達の特性を理解し、障がいの状態に応じて適切に指導・援助する。

―――――― 全教育活動を通して、特に配慮したいこと ―――――

- ・ 幼児や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰の根絶や虐待防止に努め、人間尊重の気風がみなぎる幼稚園づくりを推進する。
- ・ 幼児が遊びの中で十分に体を動かすとともに、友達と関わり感動と喜びを味わうことができるよう活動を開く。
- ・ 幼稚園・家庭・地域社会が協力し合い、身近な人や自然と触れ合う体験活動を充実する。
- ・ 発達や学びの連続した教育活動ができるよう、保育所等や小学校との連携を深め、円滑な接続を図る。
- ・ 幼児と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

2 小・中学校教育指導の方針と重点

岐阜県における小・中学校教育指導の基本的な構え

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を期して進められてきた。特に、数年来、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力のある児童生徒の姿が多く見られるようになってきた。

一方、社会の急激な変化等に伴い、児童生徒の自立の遅れや問題行動の多様化、学習意欲や体力の低下など、様々な課題が生じている。このため、各学校において、健やかな体の育成を基盤として、自他の生命を尊重する心や規範意識を養うなど心の教育の充実を図るとともに、児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けることが求められている。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、以下の3点の方針に基づき学習指導要領の改訂が行われた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性等を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各学校においては、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を目指し、家庭・地域社会と一体となって児童生徒の健全育成に努めなければならない。特に、児童生徒一人一人を一層大切にするとともに、将来、社会人として自立できる学力を身に付けるよう、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する必要がある。

県教育委員会は、これらのことの具現に向けて、以下の方針と重点を基に、市町村教育委員会や学校が行う教育指導に対する指導・助言に努める。

一方 針一

- ◊一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◊学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重 点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を發揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・児童生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校経営に参画する意識を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、児童生徒にICT活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒の教育的なニーズに対応するために組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・指導内容の系統を踏まえ、児童生徒の発達の段階や一人一人の学力・学習状況を把握し、指導目標と評価規準を明確にして、指導内容の重点化や教材の精選を図る。
- ・一人一人が主体的に学習することができるよう、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを活用する学習を充実し、学ぶ喜びを感じられるよう評価を工夫するとともに、個の学習状況に応じたきめ細かな指導を充実する。
- ・児童生徒の発達の段階に応じた各教科の学び方を身に付け、学び合う学習集団へと質を高めるとともに、学習習慣を確立する指導を充実する。

道徳教育

自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる

- ・学校における道徳教育の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心として全教師が参画する指導体制の充実を図る。
- ・道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳性を養われるよう小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階や特性を踏まえるとともに、道徳の時間と他の教育活動との関連を明確にし、指導計画を工夫改善する。
- ・道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力が育成されるよう、道徳の時間のねらいを明確にするとともに、心に響く魅力的な教材の選定、指導過程の工夫、発問の吟味などを行い、生き方についての考えを深める道徳の時間の充実に努める。
- ・豊かな体験を通して道徳性が養われるよう、家庭や地域社会と連携し、「1家庭1ボランティア」等に取り組むなど、地域ぐるみの道徳教育を推進する。

外国語活動

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、指導目標と指導内容を明確にするとともに、児童の実態や学習段階等を考慮し、2学年間を通じた指導計画を工夫改善する。
- ・学級担任が主体となり、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法を工夫する。
- ・互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に参加できる学習集団の育成に努めるとともに、全教職員で効果的な指導が行われるよう学習環境や指導体制を整える。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらい、小・中学校の接続を踏まえ、目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、課題意識が連續発展するよう全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、体験活動と言語活動を意図的に設定し、探究活動の充実を図る。
- ・育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し適切な評価を行い、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、児童生徒の実態や発達の段階を考慮して、他の教育活動や内容相互の関連を図るとともに、児童生徒が自己（人間）の生き方についての考えを深め、新たな目標がもてるよう指導計画を工夫改善する。

- ・児童生徒が自発的、自治的な活動（いじめ問題への取組等）を展開し、集団や社会の一員として自己を生かすことができるよう指導と評価を工夫改善する。
- ・学級の諸課題を解決する活動を通して、よりよい人間関係や学級集団としてのまとまりを育て、学級経営の充実を図る。

生徒指導

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。
- ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネットによる性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組み、指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう校内の指導体制を確立するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。
- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との連携を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。
- ・一人一人が自己的能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンスの機能を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、児童生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・学校間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関する具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関係を踏まえつつ、それぞれ

の目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。

- ・健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

特別支援教育

一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる

- ・管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心として特別支援学校等と連携を図り、一人一人の教育的ニーズを正しく理解し、全教職員が組織的に指導する。
- ・保護者や関係機関との連携の下、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用し、一貫した支援を行う中で、一人一人が能力や特性を発揮し、主体的に活動できるよう指導内容や指導方法、評価を工夫改善する。
- ・ねらいを明確にした指導計画に基づき、交流及び共同学習を計画的、継続的に実施し、相互理解を深めるとともに社会性や豊かな人間性を育むことができるよう指導する。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動の根絶に努め、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・児童生徒の主体的な取組と、相互の関わり合いを重視し、児童生徒が感動と喜びを味わうことができるよう、教育活動を展開する。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、「環境教育」「ふるさと教育」「国際理解教育」等を推進し、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- ・児童生徒が新しい学習・生活環境に適応できるよう、異校種間の連携（幼稚園や保育所等と小学校との連携、小学校と中学校との連携、中学校と高等学校との連携等）を深めるとともに、児童生徒の発達の段階を考慮した指導を充実し、円滑な接続を図る。
- ・児童生徒が情報モラルを身に付け、自他の権利を尊重しながら、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるよう指導の充実を図る。
- ・児童生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

□「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の開催に当たって、特に配慮したいこと

- ・「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」及び関連事業を通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもつ地域社会人としての自覚を深める。

3 高等学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、高等学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成を期して進められてきた。これにより、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力ある生徒の姿が多く見られるようになった。

一方、時代や社会の変化に伴い、生徒の自立の遅れや問題行動の多様化、学習意欲や体力の低下など、様々な課題が生じている。このため、各学校において、健やかな体の育成を基盤として、自他の生命を尊重する心や規範意識を養うなど心の教育の充実を図るとともに、生徒一人一人に確かな学力が身に付くようにきめ細かな教育を推進することが求められている。

こうしたことを踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性を明らかにした。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、学習指導要領の改訂が行われ、以下の3点が改訂の基本方針とされた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらのことに基づき、生徒の関心や能力等が一層多様化していく高等学校では、今後も特色ある教育を一層推進して「生きる力」を育むことを目指し、家庭・地域社会と連携を図り生徒の健全育成に努めなければならない。

一方 針一

- ◊一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◊学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重 点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を發揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえて移行措置を適切に実施し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携の強化を図り、適切かつ確実な危機管理体制を確立する。

- ・学校の教育目標や課題の改善策等を明らかにして、家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にICTを効果的に活用するための研修、生徒にICT活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。
- ・特別な支援を必要とする生徒の教育的なニーズに対応するために組織的・計画的に研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・系統的な学習や発展的な学習が効果的にできるよう、各教科・科目等について相互の関連を図り、指導目標と評価規準を明確にし、指導内容の重点化や教科の精選を進める。
- ・一人一人について、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成がバランスよく実現できるよう、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動や言語活動を充実するとともに、指導方法や評価を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。
- ・学習する意義や目的を自覚し、自ら課題を見付け解決することができるよう、全校体制による授業改善を進める。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせて問題を解決する資質や能力が育つよう言語活動を設定し、体験的・問題解決的な学習活動の充実を図る。
- ・生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・各学校の重点目標を明確にし、他の教育活動や内容相互の関連を図り、入学から卒業までを見通した指導計画となるよう工夫改善する。
- ・生徒が自発的、自治的な活動を展開し、いじめ問題や非行防止などへの取組に参画することや、話し合い活動を充実することで、集団や社会の一員としての自覚を深め、自己を生かす能力が育つよう指導・援助する。
- ・学校生活への適応や、望ましい人間関係の形成及び人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動全体を通じて行われるよう指導を充実する。

生徒指導

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することができる態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、自他の命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。
- ・信頼と愛情に基づく共感的な理解に徹し、日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話やインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼保・小・中学校及び関係機関等との情報の共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる

- ・生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、中学校での指導を踏まえ、入学から卒業までを見通した全体計画、年間指導計画を改善し、計画的、組織的な進路指導体制を確立する。
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、生徒の発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・異校種間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関する

る具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。

- ・健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために、管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起らないようとするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・生徒が主体的に取り組み、感動と喜びを味わう教育活動を展開する。
- ・社会連帯の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制の充実を図る。
- ・生徒一人一人の実態の把握と理解に努め、個に応じた指導の充実を図る。また、高等学校の学習内容に円滑に接続するため、必要に応じて義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る。
- ・「環境教育」「ふるさと教育」「国際理解教育」等を推進し、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- ・生徒が新しい学習・生活環境に適応できるよう、異校種間の連携や交流を深め、円滑な接続を図る。
- ・特別の支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・援助に努める。
- ・生徒が情報モラルを身に付け、自他の権利を尊重しながら、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用できるよう、指導の充実を図る。
- ・生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材等の共有化、データベース化や事務の効率化等を進める。

□「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」の開催に当たって、特に配慮したいこと

- ・「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会」及び関連事業を通して、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもつ地域社会人としての自覚を深める。

4 特別支援学校教育指導の方針と重点

岐阜県教育委員会は、特別支援学校教育指導の「方針と重点」を次のように策定する。

本県の学校教育は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成を期して進められてきた。これにより、学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりや、個性を伸ばす教育の充実によって、活力ある幼児児童生徒の姿が多く見られるようになった。

一方、幼児児童生徒の障がいは重度・重複化、多様化しており、特別支援教育を一層推進することが求められている。

また、教育基本法の改正や学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正を経て、学習指導要領の改訂が行われ、以下の3点が改訂の基本の方針とされた。

- ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。
- ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。
- ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらの趣旨を踏まえ、岐阜県は、「岐阜県教育ビジョン」を策定し、本県の目指す教育の理念や方向性を明らかにしている。

こうしたことに基づき、各学校においては、生命を尊重する心や規範意識を養い、自ら学び自ら考える力、豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指し、一人一人に応じたきめ細かな指導を徹底させながら、確かな学力の育成と、個性を伸ばす教育の充実を一層図るとともに、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、幼児児童生徒の健全育成に努めなければならない。

一方 針一

- ◊一人一人に「生きる力」を育む指導をする
- ◊学校の教育目標の具現に徹する学校経営をする

一重 点一

学校経営

全教職員が協力して活力ある学校経営をする

- ・管理職は確固たる教育理念をもち指導性を發揮するとともに、全教職員を活かす機能的な運営組織を確立する。
- ・学習指導要領を遵守するとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえて移行措置を適切かつ確実に実施し、学校や地域の特色を生かした創意ある教育課程を編成・実施する。
- ・「個別の教育支援計画」の充実や「特別支援教育コーディネーター」の効果的活用等により、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- ・健康で安心・安全な学校教育を受けられるよう、医療的ケアの実施体制を整備する。
- ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に在籍する障がいのある幼児児童生徒に対して、将来の自立に向けて一貫した支援を行うため、学校への訪問支援や保護者への相談支援を積極的に行う。
- ・幼児児童生徒の安全確保を最優先に考え、全教職員が危機意識をもち、学校内外の環境を見直すとともに、家庭・地域社会・関係機関等との連携を強化するなど、危機管理体制を確立する。
- ・学校の教育方針などについて家庭や地域社会に積極的に情報提供するとともに、自己評価や学校関係者評価を学校経営の改善に生かして、その結果を公表することにより、開かれた学校づくりを推進する。
- ・教職員の資質や指導力の向上のため、授業研究・校内研修を組織的・計画的に実施する。

研 修

自己の課題を明確にし、主体的に研修を進め、確かな指導力を身に付ける

- ・教育公務員としての使命を自覚するとともに、日々の実践と自己啓発面談を通して、学校の課題や自らの課題を明確にし、課題解決のために継続した研修を行う。
- ・学校の組織力を高める研修、専門性を高める研修、社会の変化に伴う諸課題を解決するための研修等を行う。
- ・経験年数や職務等に応じて、学習指導の力、生徒指導の力及び経営・分掌を推進する力を高める研修を行う。
- ・授業及び校務等にＩＣＴを効果的に活用するための研修、児童生徒にＩＣＴ活用や情報モラルについて指導する力を高める研修を行う。

教科指導

基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力及び自ら学ぶ意欲や態度を育てる

- ・児童生徒の発達の段階や学習状況を踏まえて、一人一人に応じた指導のねらいと評価の観点を明確にし、きめ細かな指導を充実する。
- ・児童生徒の興味・関心を喚起し、自発的な学習を促すよう、体験的な学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用した問題解決的な学習を重視するとともに、必要な言語環境を整え、言語活動を充実し、障がいの重度・重複化、多様化に対応した指導内容、指導方法や評価、教材・教具を工夫改善する。

道徳教育

強く明るく生きようとする意欲と温かい人間関係を醸成する

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自己を見つめる力や社会生活上のきまりを身に付け、強く明るく生きようとする意欲と態度を育てる。
- ・経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように指導するとともに、他を思いやり、励まし合うなど、心の触れ合いを大切にして、温かい人間関係を醸成する。

外国語活動（小学部）

外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地を養う

- ・一人一人にコミュニケーション能力の素地が養われるよう、指導目標と指導内容を明確にするとともに、児童の実態や学習段階等を考慮し、2学年間を通じた指導計画を作成する。
- ・学級担任が主体となり、外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体験する活動を設定するとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする姿が具現されるよう指導方法を工夫する。
- ・お互いに認め合い、一人一人が安心してコミュニケーション活動に参加することができる学習集団の育成に努めるとともに、全校で効果的な指導が行われるよう学習環境や指導体制を整える。

総合的な学習の時間の指導

探究的な学習を通して、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる

- ・学習指導要領の趣旨やねらいを踏まえ、各学校の目標や内容、育てようとする資質や能力及び態度、各教科等との関連を一層明確にし、全体計画及び指導計画を工夫改善する。
- ・身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、総合的に働かせるよう、一人一人の障がいの状態に応じた体験活動と言語活動を意図的・計画的に設定し、探究活動の充実を図る。
- ・児童生徒が自己の学習活動を評価し改善することができるよう、育てようとする資質や能力及び態度に基づいて一人一人の学習の状況や成果を把握し、指導・援助の充実を図る。

特別活動

所属感を高め、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる

- ・児童生徒が自発的、自動的な活動を展開し、集団や社会の一員として自己を生かすことができるよう、指導方法と評価を工夫改善する。
- ・小学校・中学校・高等学校の児童生徒や地域の人々との交流及び共同学習を積極的に推進し、社会性や豊かな人間性を育てる。

自立活動

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服し、自立を目指す指導を充実する

- ・幼児児童生徒が、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高めることができる指導内容や指導方法を工夫する。
- ・的確な実態把握の下、幼児児童生徒、保護者のニーズを踏まえ、関係機関等と連携し、個別の指導計画を作成し、活用する。
- ・各教科、道徳、外国語活動（小学部）、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を保ち、教育活動全体を通して自立活動の効果的な指導を行う。

生徒指導

信頼と愛情を基盤とした児童生徒理解に徹し、自己指導能力を育てる

- ・主体的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ・一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう指導を徹底する。
- ・一人一人が安心して充実した学校生活を送れるよう、障がいの状態を正しく把握し、全校体制による日常的な教育相談を充実する。
- ・問題行動（いじめ、携帯電話やインターネットによる事案等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、特別支援学校間や幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。

進路指導

自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択決定できる能力や態度を育てる

- ・家庭及び地域や福祉、労働等関係機関との連携を十分に図り、計画的、組織的な進路指導
　・就労支援体制を確立する。
- ・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進するため一人一人に応じた「個別の教育支援計画」及び「個別の移行支援計画」を活用する。
- ・一人一人が、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。
- ・地域や産業界の協力・連携により、産業現場等における長期間の実習を積極的に実施し、社会的自立・職業的自立に向けた実践力を育てる。

健康教育

運動に親しみ、進んで健康で安全な生活を営む態度を育てる

- ・地域や学校の実態及び食生活等の生活習慣や心身の健康状態、安全に対する意識・行動を的確に把握し、幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化を図り、各教科等及び各学年・学部間の関連を図った指導計画を工夫改善する。
- ・健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力が育つよう、体育・健康に関する具体的な指導内容を明確にし、各教科等の特質及び相互の関連を踏まえつつ、それぞれの目標やねらいの実現を目指した指導方法を工夫するとともに、個に応じた指導を充実する。
- ・健康・安全に関する管理・教育を効果的に進めるために管理職は教職員の役割や専門性を生かし、学校と家庭、地域社会が連携した組織体としての総合的な力を発揮して地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じ、健康被害や事件事故及び自然災害等による被害の未然防止に万全を期す。

□全教育活動を通して、特に配慮したいこと

- ・幼児児童生徒や保護者等との信頼関係を築くとともに、体罰や行き過ぎた言動が絶対に起こらないようにするなど、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実させ、幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培う。
- ・学校・家庭・地域社会が協力し合い、自然や人と触れ合う体験活動を充実する。
- ・学校間、幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び関係機関等と積極的に連携し合い、一人一人を支援する。
- ・幼児児童生徒と向き合うとともに、教材研究や研修に十分取り組むことができるよう、教材・教具の共有化や事務の効率化等を進める。

第2章 各分野の教育

第1節 生徒指導

本県では、平成18年度の中津川市と瑞浪市において重大な事件が発生した。これにより、「命を大切にする教育の充実」や「小中高における校種間の情報連携強化の必要性」、「いじ

めはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ということを再認識するとともに、「いじめは人間として許されない」「いじめられている子どもは、守り抜く」ということを全教職員が一丸となって取り組む必要を痛感し、さまざまな取組をしてきた。

しかしながら、基本的生活習慣にかかる諸問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も依然として深刻な状況が見られる。また、インターネットや携帯電話を媒介とした周りの目に見えにくいネット問題等、昨今の学校における生徒指導上の諸問題は極めて多岐にわたり、学校外における少年非行の多様化も進んでいる。

これらの背景には、高度情報化や都市化、少子化等による家庭、学校、地域などを含めた社会全体の急激な変化の中で、子どもや大人の意識や行動が変化してきていることが考えられ、これまでの家庭、学校、地域の個別の教育力では青少年の健全育成に十分に対応できなくなっている状況もある。

こうした状況を踏まえ、家庭、学校、地域が互いに連携し、社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくりに取り組む。また、生徒指導は、時代の変化と新たな社会環境の中に生きる子どもたちの育ちを踏まえ、児童生徒の一人一人の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指していく。

＜小・中学校＞

1 平成24年度の重点

生徒指導の充実は、学校教育推進の重要課題となっており、「小・中学校学校教育指導の方針と重点」において、次のことを大切にしている。

〔指導の重点〕

＜共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる＞

- ① 自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度や積極的に自己を生かす能力を育てる。
 - ・自己を見つめ、自主的に判断して行動し、自らの行動に責任をもつ態度を育てる。
 - ・積極的に自己を生かす能力を育てる。
- ② 一人一人が自己的目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう、児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
 - ・一人一人が自己的目標に意欲的に取り組むよう指導する。
 - ・存在感や所属感、達成感を味わうことができるよう児童生徒の関わり合いを大切にした学級経営と授業の充実を図る。
- ③ 全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
 - ・全教育活動を通して、一人一人が自他の生命を尊重する指導を徹底する。
 - ・倫理観や規範意識を向上させることができるよう指導を徹底する。
- ④ 信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹し、日常のわずかな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内の全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。

- ・信頼と愛情に基づく児童生徒の共感的な理解に徹する。
 - ・日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、校内の全ての教職員があらゆる機会を捉えて行う教育相談を充実する。
- ⑤ 不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネット等による性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組み、指導を徹底する。
- ・不登校や問題行動（いじめ、暴力行為、薬物乱用、携帯電話メールやインターネット等による性非行、「ネット上のいじめ」等）については、全教職員が危機意識をもつ。
 - ・管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に重点的に取り組む。
- ⑥ 児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を強化する。
- ・児童生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進する。
 - ・幼・保・小・中学校間や高等学校及び関係機関等との情報共有と行動連携を一層強化する。

2 施 策

(1) 事業の推進

① 生徒指導研究推進市町村の指定

<文科省指定> ア 生徒指導総合連携推進事業（瑞穂市）

② 生徒指導研究委託市町村・学校の指定

<県 指 定> ア 生徒指導緊急サポートチーム派遣事業（要請時）

<文科省指定> ア スクールカウンセラー設置事業（187中学校・54小学校）
イ 小中連携による教育相談力強化事業（1市）

③ その他

- ・教育相談専門医による巡回教育相談
- ・専門医による臨床事例研究会

(2) 組織体制づくり

① 地域担当生徒指導主事の配置（6教育事務所に小中担当6名）

② 不登校対策指導主事の配置（6教育事務所に6名併任。地域担当生徒指導主事が併任）

(3) 連絡協議会、研修の実施

- ・小中高生徒指導連携強化委員会（教育事務所ごとに年3回）
- ・子どもを地域で守り育てる県民運動（教育事務所ごとに年3回）
- ・生徒指導主事連絡協議会（小中は教育事務所ごとに年1回）
- ・中学校高等学校生徒指導連絡会（教育事務所ごとに年1回）
- ・小中新任生徒指導主事講座（教育事務所ごとに年1回）
- ・総合教育センターの講座

＜高等学校＞

1 平成24年度の重点

共感的な理解に徹し、自己指導能力を育てる

- (1) 社会の一員としての自覚を深め、自らの行動に責任をもち、主体的に判断し、行動することができる態度や、積極的に自己を生かす能力を育てる。
- (2) 全教育活動を通して一人一人が自己の存在感や所属感を味わうことができるとともに、他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を体得できるよう、指導を徹底する。
- (3) 信頼と愛情に基づく共感的理解决して日常の僅かな変化を捉え、適切な対応ができるよう、全校体制による教育相談を充実する。
- (4) 問題行動（いじめ、暴力行為、性非行、薬物乱用、携帯電話やインターネットによる事案等）や不登校については、全教職員が危機意識をもち、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努め指導を徹底する。
- (5) 生徒の健全育成や児童虐待防止を図るよう、学校・家庭・地域社会が一体となって取り組む体制づくりを推進するとともに、高等学校間や幼保・小・中学校及び関係機関等との情報の共有と行動連携を強化する。

2 施 策

- (1) 高等学校等生徒指導主事連絡協議会……年2回（各高等学校生徒指導主事対象）
- (2) 高等学校等生徒指導（教育相談担当者）連絡協議会……年1回（各高等学校教育相談担当者対象）
- (3) 地区別生徒指導連絡協議会……各地区年4～6回（各高等学校生徒指導主事対象）
- (4) 地区別教育相談連絡協議会……各地区年4～5回（各高等学校教育相談担当者対象）
- (5) 小中高生徒指導連携強化委員会……各地区年3回（小・中・高生徒指導主事対象）
子どもを地域で守り育てる県民運動……各教育事務所ごとに年3回
- (6) 専門医巡回教育相談……23高等学校で実施
- (7) 生徒指導緊急サポートチーム派遣事業（要請時）

第2節 進路指導

1 平成24年度の指導の重点

教育指導の方針と重点の中で「自己の生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（小・中学校）、「自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択できる能力や態度を育てる」（高等学校）を重点として掲げ、児童生徒が自己の能力適性などを十分踏まえた自己理解を深め、将来の生き方を見通した自己実現ができるよう、発達の段階に応じた計画的・組織的な進路指導の実践を推進している。

なお、次の点について一層の充実を図る必要がある。

- ・社会的・職業的自立の基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育が推進できるよう、校内の指導体制を確立するとともに、小・中学校の連携を図り、児童生徒の発達の段階に応じた全体計画、題材系統図及び年間指導計画を工夫改善する。（中学校）

- ・望ましい勤労観・職業観が育つよう、他の教育活動との関連を図り、ねらいを明確にした体験活動等を位置付けるとともに、事前や事後の指導を充実する。(中学校)
- ・一人一人が自己の能力・適性や多様な可能性を理解し、将来の夢や希望の実現に向けて主体的に進路選択ができるよう、情報提供や説明及びそれらに基づいた学習等のガイダンス機能を充実する。(中学校・高等学校)
- ・就業に関わる体験的な学習や外部の教育力を活用した教育活動を通して、望ましい勤労観・職業観を生徒自ら形成・確立できるようにする。(高等学校)
- ・生徒が自ら希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技能を身に付けるための指導を充実する。(高等学校)

2 平成23年度の事業

学習指導要領の趣旨を生かし、特に、総合教育センターにおける教員研修との連携を図りつつ、中学校、高等学校の進路指導部会や他の関係諸機関との実質的な協力態勢のもとに、全県的な規模において進路指導の充実・強化を図った。

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター主催平成23年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者計3人を派遣した。
- ・国立教育政策研究所主催平成23年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事2人を派遣した。
- ・県教育委員会主催高等学校初任者研修における進路指導研修の実施
各校での研修において、進路指導の目的・意義等に関する研修を行い、進路指導の重要性についての理解を深め、徹底を図った。
- ・県教育委員会主催高等学校進路指導主事連絡協議会の実施
各校の進路指導主事を対象に開催し、当面する諸問題について研究協議し、特に、学校における進路指導の望ましい在り方についての研究を深めた。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の実施
小学校の進路指導担当者及び中学校の進路指導主事が地区ごとに集まり、進路指導の改善・充実について研究協議を行い、研修を深めた。

(2) 進路情報資料の作成配布

中学生のための進路情報資料として「岐阜県高校ガイドブック」を作成し、岐阜県総合教育センターのホームページに掲載した。

(3) 小中学校教育研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、進路部会における各地区の研修体制の確立を目指すとともに、望ましい進路指導の在り方を究明するため研究会を開き、その成果を刊行した。

高等学校においては、研究協議会・研究大会を開催し、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進めるとともに、その成果をまとめて部会報「進路」(31号)を刊行した。

3 平成24年度の計画

(1) 教員の研修

- ・独立行政法人教員研修センター主催平成24年度キャリア教育指導者養成研修への参加
中学校・高等学校の進路指導担当者等計3人を派遣し、進路指導に必要な専門的知識と技術を習得させ、県及び各学校における進路指導の中核となる者としての資質の向上を図り進路指導の充実に資する。
- ・国立教育政策研究所主催平成24年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会への参加
小学校・中学校・高等学校の進路指導担当者計3人と県教育委員会進路指導担当指導主事1人を派遣する。
- ・各教育事務所における小・中学校進路指導主事等実践講習会の開催
キャリア教育の基本的な考え方や進路指導の改善、充実の在り方について研究協議する。
- ・県教育委員会主催高等学校進路指導主事連絡協議会の開催
各高等学校における進路指導主事を対象として開催し、望ましい進路指導の在り方を研究協議する。

(2) 進路情報の提供

中学生のための進路情報として「岐阜県高校ガイドブック」を作成しホームページに掲載する。

中学生・保護者・中学校の教職員に岐阜県の高等学校についての理解を促すため、各高等学校紹介ホームページを充実させ、進路情報を提供する。

(3) 小・中学校教員研究会特別活動進路指導部会及び高等学校教育研究会進路指導部会

中学校においては、進路指導の望ましい在り方を研究する。また、高等学校においては、研究協議会・研究大会などを開催し、計画的・組織的で充実した進路指導の在り方について研究協議を進める。

(4) 高校生インターンシップ推進事業

県立高等学校と地域の産業界が連携し、すべての高等学校の生徒に対し就業に関わる体験的な学習（インターンシップ）を実施することにより、勤労観、職業観を育成し、主体的に進路を選択する能力や問題を解決する資質や能力、人間としての調和のとれた豊かな人間性などの生きる力を育成する。

第3節 科学教育

1 現　　況

科学教育担当教員の資質・能力の向上を図るため、理科及び数学の研修講座を総合教育センターにおいて開催している。

設備については、昭和29年から施行された理科教育振興法によって整備を進めており、パソコン・コンピュータを含めた算数・数学設備についても国庫補助を得て充実が進められている。算数・数学設備、理科設備については平成14年に小学校、中学校、平成15年に高等学校の基準改訂が行われた。

昭和44年度から49年度にかけて、理科・数学教育のために岐山高等学校のほか6校に理数科が設置され、平成9年度には多治見高等学校と中津高等学校に自然科学コースが設置された。平成17年度には、理数科設置校の不破高等学校が単位制普通科へ移行し、大垣東高等学校に理数科が設置された。平成19年度には中津高等学校の自然科学コースは募集停止となり、単位制普通科へ移行した。平成22年度5月現在7校の理数科設置校がある。

(1) 理科教育講座

小・中学校及び高等学校の理科担当教員に対し、教材開発・教科指導法、実験・実技指導法について研究及びその成果を発表することを通して研修することを目的として実施している。期間は6月から1月までに4日間、場所は総合教育センターにて実施している。40年以上に渡る教科研究団体との連携のもと受講者の旺盛な研究意欲と充実した研修内容があいまって、先進的な実践がなされ県内の理科教育の振興に大きな役割を果たしている。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科及び算数・数学担当教員に対して、学習指導要領の理解、教科指導法等について、経験年数に応じた内容で指導力の向上を図ることを目的としている。受講対象は、小・中・高等学校の初任者、3年目、6年目、12年目を迎える理科及び算数・数学担当教員であり、経験年数毎に設定された日数（2～5日間）を、総合教育センター、及び岐阜大学等で実施している。

(3) C S T（理数系教員養成拠点構築事業）

岐阜大学との連携によって、小・中学校の理科教育において中核的に活躍する人材（C S T）を持続的に養成し、若手教員や一般教員の理科の指導力の向上を図ることを目的とした事業である。平成21年度からJ S T（科学技術振興機構）の支援により運営実施している。

具体的には、大学学部生を対象とした「初級コース」、理科教育の実践を積んだ若手教員を対象とした「中級コース」、即戦力として地域で理科教育の指導ができるベテラン教員を対象とした「上級コース」の各養成プログラム、総合教育センターでの理科教育講座等の受講を通じて、優れた授業実践を踏まえた実践論文の作成を積み上げている。

理数科

設置年数	設置校	24年度の募集定員	設置年数	設置校	24年度の募集定員
44年度	岐山高等学校	80人	48年度	吉城高等学校	40人
45〃	恵那高等学校	80	49〃	関有知高等学校	40
46〃	各務原高等学校	40	平成17年度	大垣東高等学校	40
47〃	加茂高等学校	40			

自然科学コース

設置年数	設置校	24年度の募集定員
平成9年度	多治見高等学校	40人

(4) 理数科・自然科学コース設置校研究協議会

県内の理数科・自然科学コース設置校によって、理数科・自然科学コース設置校研究協議会をもち、理数科や自然科学コースの運営、教科指導などについて研究協議を行っている。また、今後の理数科教育の充実に資するため、理数科指導の手引を作成している。

(5) 理科設備及び算数・数学設備

ア 理科設備

昭和29年に施行された理科教育振興法に基づき、小・中・高等学校における理科教育設備の整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成23年度末における充実状況は下表のとおりである。

イ 算数・数学設備

算数・数学教育のため、昭和45年度から整備に努めている。国庫補助率は2分の1で平成23年度末における充実状況は下表のとおりである。

理科教育振興法に基づく理科、算数・数学設備現有状況

(平成23年度)

学校種別	補助区分	
	理 科 設 備	算 数 ・ 数 学 設 备
小 学 校	39.8%	16.2%
中 学 校	24.4	5.5
高 等 学 校	13.1	2.8
特別支援学校 中学部 高等部	3.4	3.2
特別支援学校 小学部	11.4	12.5

2 平成24年度の計画

(1) 教科指導力向上講座（理科）

小・中学校の教員を対象に、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図る授業改善を目的とした「基礎学力定着講座」、小・中・高等学校の理科担当教員を対象に、教科の本質的な課題や日頃からの実践課題についての解決を図ることを目的とした「課題解決・専門性向上講座」を総合教育センターで実施する。それぞれ、5月から7月の前期に1回（1日）、10月から12月の後期に1回（1日）実施する。

(2) 各種講座

小・中・高等学校の理科、算数・数学担当教員を対象に教科指導法を主として総合教育センターで実施する。（講座名などは教育研修課の章に掲載）その他、幼・小・中・高等学校の一般教員を対象に体験することを主として県内関係施設を利用して実施する。

(3) 理科設備及び算数・数学設備

平成20年度に理科教育設備整備費等補助金交付要綱が制定された。

平成23年度の国庫助成金の交付状況は次のとおりである。

各学校の理科設備及び算数・数学設備については平成23年度も引き続き整備充実に努める。

理科教育振興法に基づく平成23年度国庫補助金交付状況

(単位：千円)

学校種別	補助区分		合計
	理 科	算数・数学	
小 学 校	6,984	210	7,194
中 学 校	7,380	63	7,443
高 等 学 校	0	0	0
特 別 支 援 学 校	0	0	0
計	14,364	273	14,637

(4) 科学教育等の事業

<科学教育シンポジウム>

ア 目 的

21世紀に生きる生徒に「生きる力」を培うため、授業実践をもとにして、今後の理科教育の在り方を研究する。

イ 研究テーマ

「科学と人間生活」の目標である自然と人間生活とのかかわり及び科学技術が人間生活に果たしてきた役割について理解させ、科学的な見方や考え方を養うとともに科学に対する興味・感心を高めることができる身近な実験、観察の研究

ウ 内 容

- ・研究員による研究発表及び今後の理科教育の在り方に関する講演
- ・期日 平成25年1月28日（月） 場所 岐阜県総合教育センター

<児童生徒科学作品展>

ア 目 的

児童生徒の自主的な研究活動を奨励することにより、自然科学への関心を高め、科学教育の振興を図る。

イ 重 点

- (ア) 自主的に科学作品に取り組む児童生徒層の拡充
- (イ) 作品展及び収録「科学の芽」第39集の刊行と科学研究の普及
- (ウ) 児童生徒の優秀作品を身近に参観できるような機会の設定

ウ 内 容

- (ア) 第56回岐阜県児童生徒科学作品展中央展の開催

小・中学校児童生徒の作品は、各地区で開催される地区展での優秀賞受賞作品、高等学校及び特別支援学校の生徒の作品は、中央展での入選作品を展示する。

- ・期日 平成24年11月3日（土）～11月4日（日）
- ・場所 岐阜県図書館研修室

- (イ) 第56回岐阜県児童生徒科学作品展収録「科学の芽」第39集の刊行（平成25年2月下旬刊行予定）

第4節 産業教育

1 現 状

小学科の設置状況 平成24年度入学生用（県立高等学校）

大学 科名	小 学 科 名	学 校 数		大学 科名	小 学 科 名	学 校 数	
		全 日 制	定 時 制			全 日 制	定 時 制
農業に 関する学 科（14 科）	生産科学科	2		商業に 関する学 科（12 科）	商 業 科	1	2
	園芸科学科	3			流 通 ビ ジ ネ ス 科	1	
	動 物 科 学 科	1			国 際 コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 科	1	
	生 物 生 产 科	1			ビ ジ ネ ス 会 計 科	1	
	園芸デザイン科	1			情 報 处 理 科	4	
	食 品 流 通 科	1			經 営 情 報 科	1	
	流 通 科 学 科	2			ビ ジ ネ ス 科	4	
	食 品 科 学 科	3			会 計 シ ス テ ム 科	1	
	生 物 工 学 科	2			総 合 ビ ジ ネ ス 科	1	
	林 業 工 学 科	1			会 計 科	1	
	森 林 科 学 科	2			ビ ジ ネ ス 管 理 科	1	
	造 園 科	1			ビ ジ ネ ス 情 報 科	3	
	環 境 科 学 科	3		生活 産業に 関する学 科（6 科）	生 活 環 境 科	1	
工業に 関する学 科（18 科）	環 境 園 芸 科	1			服 飾 デ ザ イ ン 科	1	
	機 械 科	6			食 物 科	1	
	自 動 車 科	1			生 活 文 化 科	5	
	電 気 科	5			福 祉 科	3	
	電 子 科	3			生 活 福 祉 科	3	
	情 報 技 術 科	1		情 報 に 関 す る 学 科 （1 科）	情 報 科		
	電 子 機 械 科	5			2		
	建 築 科	1					
	土 木 科	1					
	建 設 工 学 科	4					
	セ ラ ミ ッ ク 科	1					
	建 築 インテリア 科	1					
	デ ザ イ ン 科	1					
	電 气 シス テ ム 科	2					
	デ ザ イ ン 工 学 科	1					
	応 用 技 術 科	1					
	設 備 シス テ ム 科	1					
	化 学 技 術 科	2					
	工 業 技 術 科		2				

2 平成23年度の事業

- (1) 施設・設備の整備
 - ・高等学校施設・設備

施設名	整 備 額	学 校 名
特別装置	64,844千円	岐阜農林高校、多治見工業高校、武義高校、高山工業高校、岐阜城北高校、可児工業高校

- (2) 指導事業等
 - ・飛び出せスーパー専門高校生推進事業（県）

3 平成24年度の計画

- (1) 産業教育施設・設備の充実

区分	項目	事業費（千円）	備 考
特 別 装 置		78,660	7校
岐阜県の産業人育成支援事業		15,920	

高等学校産業教育施設・設備費

- (2) 教員の研修
 - ・教育課程研究協議会（文部科学省）
 - ・教育課程講習会（県）8月16日・17日
 - ・産業教育実地研修（県）
 - ・長期内地派遣研修
 - ・産業教育教員研修（実技講習会、職業教育関係学科主任等連絡協議会）の実施
 - ・独立行政法人教員研修センター実地研修（産業・情報技術等指導者養成研修）派遣
 - ・農業クラブ、家庭クラブ指導者養成講座（7月）

第5節 飛び出せスーパー専門高校生推進事業

専門高校等が、岐阜県の国際競争力を高め、企業のリーダーとして活躍できる高度な産業人を育成するため、地域と連携しながら専門教科を生かした学習活動を行い、職業人として高度な資質能力を育成し、本県産業をリードする高い地位と役割を担う次代の優れた産業人の育成を図る。

各地区で合同発表会を開催し、学習活動の成果や産業教育の魅力を中学生や地域の産業界に情報発信する。

- (1) 2年間の継続事業
- (2) 地域の方を含めた運営推進委員会設置
- (3) 各地区で合同発表会実施
- (4) 平成24、25年度の実践校
 - [岐阜地区]岐阜総合学園高校、岐阜工業高校、岐阜商業高校、岐阜城北高校
 - [東濃地区]恵那農業高校、多治見工業高校、中津商業高校、瑞浪高校

第6節 へき地教育

1 現　況

本県におけるへき地学校数は、小学校31校、中学校17校であり、これらへき地学校の数はここ数年来、学校の統合などによって徐々に減少しつつある。なお、本県においては、へき地学校とほとんど変わらない教育条件のなかに置かれている小規模学校がかなり多い。教育活動の面においては、へき地及び小規模学校は、それぞれの学校のもつ課題を明確にとらえ、さまざまな困難な条件を克服しながら、一人一人の児童生徒を育てる教育に情熱を傾け、積極的に実践を進めている。

2 平成23年度の主な事業その他

- (1) へき地・複式教育初任者教員研修会（教育事務所ごとに実施）
 - ・へき地・複式教育に携わる初任教員を対象に、へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、へき地・複式教育に対する理解を深めるとともに、その資質の向上を図る。
- (2) 「岐阜県のへき地教育」の刊行
 - ・へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

3 平成24年度の計画

- (1) 指導の重点
 - ア 地域の特性を生かした教育課程の編成
 - 教育目標の具現を図る教育課程の編成に努めるとともに、郷土を愛し郷土と連携を図る教育活動を展開する。
 - 学校をとりまく自然や文化を生かした創意ある教育課程を編成し、一人一人に「生きる力」を育む教育活動を展開する。
 - イ 少人数学級、小規模校のよさを生かした経営
 - 感動のある学校生活を過ごせるような学習指導、生活指導の充実を図る。
 - 一人一人が自己の目標に意欲的に取り組み、存在感や所属感を味わうことができるような学級経営を充実する。
 - 一人一人の児童生徒を全教職員の協力体制によって育てるよう工夫する。
 - ウ 児童生徒のよさを生かす授業の工夫改善
 - 指導方法の工夫改善を図る。
 - ・自ら学ぶ意欲を高め、主体的に学ぶ力を身に付ける指導を充実する。
 - ・一人一人のよさや可能性を把握し、個の学習状況に応じたきめ細かな指導方法を工夫する。
 - ・教育機器を有効に活用し、思考力・判断力・表現力を育てる。
 - 複式学級における学習指導方法を工夫する。
 - ・各学年の指導のねらいを明確にして、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。

- ・単位時間の授業構造を工夫し、一人一人のよさや可能性を伸ばす指導・援助をする。
- 指導の記録を意図的、累積的に残し、活用できるようにする。
- エ 集団活動のよさを生かす指導の工夫
- 全校活動をはじめとする各種の集団活動を学校教育計画に位置付け、適切な指導に努める。
- 他地域の学校との交流を取り入れるなど集団学習を工夫し、その指導を充実する。
- 社会見学などを通した集団による学習体験を大切にする。

(2) 事業の概要

ア 教員の研修

- ・へき地・複式教育初任者教員研修会
へき地教育に関わる初任教員を対象に研修を各教育事務所ごとに行う。
- ・全国へき地教育研究大会に代表が出席する。

イ 指導資料の作成

へき地教育に関する各種資料を含む指導資料集「岐阜県のへき地教育」を作成し、へき地学校に配布する。

第7節 定時制・通信制教育

1 現況

県内に設置されている定時制・通信制課程は、従来は学年制であった。平成8年度から華陽高等学校（現華陽フロンティア高等学校）の定時制・通信制課程が、平成10年度から他の県立高等学校の定時制・通信制課程が単位制に改編し、現在すべての県立定時制・通信制課程が単位制になっている。平成18年度から、県内唯一の昼間定時制高校である中津川市立阿木高等学校も単位制になった。県内に通信制課程をもつ公立高等学校は2校あるが、いずれも定時制課程との併置校である。

定時制・通信制課程は、従来からの勤労青少年の教育機関としての役割に加え、学び直しの場、あるいは、一般社会人の生涯学習の場等、多様な生徒の修学の場として新たな役割を担っている。最近は不登校経験者など、特別な支援が必要な生徒も増加しており、これらの動きに応えるため、定時制・通信制課程の体制を整えている。

(1) 学校の設置及び定員数の状況

平成24年度のそれぞれの学校数は次のとおりである。平成18年度で多治見北高等学校定時制は、閉課程となった。

		普通科	工業科	商業科	生産科学科 総合生活科	合 計
定時制	県立	5校	2校	2校		9校
	市立		1校		1校	2校
通信制	県立	2校				2校

(2) 入学者選抜の実施状況

定時制課程の入学者選抜は、11校で実施した。

	特色化選抜	一般選抜	合 計	昨年度との増減
実施校数	11校	11校	—	—
出願者数	622人	179人	801人	79人減
合格者数	476人	136人	612人	2人増

通信制課程の入学者選抜は、華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校で実施された。出願者は昨年度より、54人減の106人で、合格者は26人減の99人であった。

2 定時制・通信制教育での諸制度の活用

定通併修は、平成10年度から華陽高等学校の通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校の定時制課程で開始された。平成13年度からは、華陽フロンティア高等学校通信制課程と岐阜商業高等学校、加茂高等学校、多治見北高等学校の定時制課程の間で、斐太高等学校通信制課程と高山高等学校定時制課程の間で行われた。平成16年度には、大垣商業高等学校が華陽フロンティア高等学校通信制課程との間で開始したが、岐阜商業高等学校は自校三修によりとりやめた。平成17年度の飛騨高山高等学校の誕生により、斐太高等学校と高山高等学校の間で行われていた定通併修は、同一高等学校内での制度になった。華陽フロンティア高等学校ではラップトップスクールも活用して、生徒の便宜を図っている。

3 定時制・通信制教育実施のための諸事業

平成17年度の「三位一体」改革により、国庫補助事業であった事業が、県の単独事業として実施されることになった。

(1) 設備整備の充実

国庫補助金の税源移譲対象事業となり、平成21年度から高等学校管理費に統合された。

(2) 教科書等の購入の支援

定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等の学習費負担の軽減を図るため、平成23年度は定時制課程では教科書購入費に約743千円を、通信制課程では教科書及び学習書購入費に約445千円を助成した。

(3) 修学奨励費の貸与

修学奨励費貸与事業は、学習意欲が旺盛であるが所得が少ない生徒に貸与されるもので、卒業した生徒は返還義務が免除されることになっている。平成23年度は、修学奨励費貸与事業費8,064千円が、定時制課程41人、通信制課程7人に貸与された。

4 平成24年度の施策の重点

(1) 創意ある教育課程の編成と学習指導の充実

単位制の利点を生かして、自校以外での学習の成果を単位認定する諸制度を活用した、弾力的な教育課程の編成と運用を研究する。また、日々の授業では、基礎学力の定着を目指し、指導法の改善に努めるとともに、学習内容の精選と重点化を図り、学習指導の効率化に努める。

- (2) 生徒指導等の充実と強化及び「学びの再チャレンジ」の推進
教師と生徒の対話の場を積極的に設けるなどして、多様な生徒の実態に応じた生徒指導の充実に努めるとともに、学びの再チャレンジができる教育環境づくりに努める。
- (3) 生徒の負担の軽減
修学奨励費を貸与し、有職生徒等に教科書及び学習書（通信制課程のみ）の購入費を助成して学習費の負担軽減を図る。

第8節 幼稚園教育

1 現　　況

幼稚園教育は、一人一人の幼児の成長に応じて、また、その生活経験に即して遊びを通した総合的な指導を行い、望ましい人間形成の基礎を養う重要な使命と任務をもつものである。

本県の幼稚園教育は、関係者の努力によって内外とも漸次充実してきた。今後更に、幼稚園教育の振興充実を図っていくには、質的な充実を考えていくことが肝要である。

現在本県の幼稚園教育は公立82園（休園2）、私立106園（休園6）＜平成24.4.1現在＞で行われている。また、私立幼稚園は、学校法人立となっている。

本県における現況と問題点の主なものは、次のとおりである。

(1) 在園期間

市町村の実態に応じ在園期間はいろいろである。（次の数は公立幼稚園数）

1年（5歳児のみ）	30園
2年（4、5歳児）	12園
3年（3、4、5歳児）	40園

(2) 学級規模

幼児教育振興プログラムに基づき、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばし、個への援助が十分行き届くように1学級あたりの園児数が考慮されつつある。

(3) 教員の適正配置

専任園長が74園に配置されているが専任養護教諭のいないところがほとんどである。それぞれの役割を果たし、園経営の効果を高めるためには、教員の適正配置を考える必要がある。

(4) 教職員の待遇

公立幼稚園においては、吏員として採用され、給与体系についても岐阜市を除き、吏員と同じになっている。

また、公私立間にも格差があり、昇級期間、昇給額など多種多様で今後の課題もある。また、教員の新旧交替も目立ち、勤務年数も短いため、研究内容も継続的・発展的なものとしての深まりが弱い。このことから、研修の強化とともに教職員の待遇面の向上を図り、よりよい人材の確保に努力する必要がある。

(5) 教員研修

本県の研修事業は次の(1)の表に示すとおりであり全て公私立合同で研修会を行っている。

なお、教育課程研究協議会においては、保育所からの参加も呼びかけている。

(6) 通園方法・通園距離

公立幼稚園における通園方法として、保護者と共に通園する場合が多いが、通園距離により、スクールバスを利用して通園している園が13園ある。

2 平成24年度の計画

(1) 幼稚園教員研修事業

① 新規採用教員研修（園外研修）

事業の名称	対象	人数	期間	期日	会場
幼稚園等 新規採用 教員研修	幼稚園等 の新規採 用 教 員	119	園外10日 園内10日	5月21日 6月21日 7月24日 8月28～30日 10月11日 ※地域区分研修を除く	岐阜県総合教育セン ター等

② 幼稚園教育課程研究協議会

対象	期日	会場	内容
岐阜 飛騨	8月22日(水)	岐阜県 総合教育センター	【趣旨】 幼稚園教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題についての専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実を図る。
西濃	8月23日(木)	揖斐川町 谷汲文化会館	【内 容】 全体会：講話及び説明、 分科会：研究協議
美濃 可茂 東濃	8月21日(火)	可茂総合庁舎	【参加者】 公立幼稚園 教員の1／3 私立幼稚園 1園2名まで 保育所 1園2名まで
(国) 中央協議会	12月10日(月) ～11日(火)	東京都	【趣旨】 幼稚園教育に関する講義やシンポジウムを行うとともに、都道府県協議会の成果を発表・意見交換し、全国的規模において研究協議を行う。

(2) 幼児教育推進事業

① 市町村モデル地域指定

モデル地域：北方町、大垣市、関市、坂祝町、中津川市、高山市

研究内容：岐阜県幼児教育アクションプラン「ぎふっこ」すこやかプランの具現に向けて、市町村の教育委員会を指定し、幼稚園や保育所等と小学校の連携の方法や子育てネットワークの構築の方法等について調査研究及び実践的な取組を推進する。

② 公私立共同研究

推進研究団体：岐阜県幼稚園教育研究協議会

研究内容：「発達や学びをつなぐ幼児教育」の推進に向け、教育・保育の充実や幼稚園の機能を生かした子育て支援、小学校との連携、特別支援教育の充実等にむけて、調査研究及び実践的な取組を推進する。

第9節 特別支援教育

1 現　況

障がいのある児童生徒に対する教育機関には、特別支援学校（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）あるいは、小・中学校に設置されている各障がい別（知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由、難聴、病弱、弱視）の特別支援学級がある。また、平成5年度から通常の学級に在籍する軽度の言語障がい児、情緒障がい児などに対して、「通級による指導」を実施しており、平成18年度より新たにLD、ADHD等についても通級の対象に加えることになった。なお、障がいのため、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を実施している。

小・中学校における特別支援学級については、学校と地域社会との緊密な連携のもとに、特別支援教育に対する正しい理解と協力を深め、障がいの重度・重複化、多様化に応じたきめ細かな教育が行われている。

市町村教育委員会を中心とした就学指導委員会は100パーセントの設置率である。その組織や機能を確立し、特別支援教育の必要性の理解を得るとともに、児童生徒の能力・特性等に応じた適正な就学指導の推進を図っている。

学習指導面においては、児童生徒の障がいの種類や発達段階及び能力・特性等を生かした個別の指導計画を作成し、具体的な生活場面において役立つ知識、技能及び態度の学習により、その定着を図っている。

教員は研修会や講習会に積極的に参加し、自己研修を図るとともに、児童生徒の実態に応じた教育内容の改善を図り、教育実践を通して指導力の向上に努めている。また、学校経営の中で特別支援教育の組織の確立を図り、教員の有機的なつながりのもとでの児童生徒一人一人の実態に即した、手厚く、きめ細かな教育を行っている。

1 平成24年度の計画

(1) 就学指導地区研究協議会

ア 目 的 障がい児の就学指導等に従事する担当者を対象に、特別支援教育についての理解を促し、その資質向上を図るとともに、障がい児の適正な就学指導を推進する。

イ 実施計画（各教育事務所ごと）

岐阜 5月18日、9月26日 可茂 6月19日、9月21日

西濃 6月5日、9月24日 飛騨 6月6日、10月18日

美濃 6月19日、9月21日 東濃 6月12日、9月19日

ウ 対 象

市町村教育委員会就学指導担当者等

(2) 子ども自立支援トータルサポート事業

ライフステージごとの重要課題を焦点化した支援を行うとともに、障がいのある子どもが自立し社会参加するため、就学前から高等学校卒業まで一貫した特別支援教育の推進を図る。

ア 幼稚園から高等学校までを貫く自立支援

特別支援学校のセンター的機能を充実することによって、各ライフステージでの支援がきめ細かくなされるようにする。

① 特別支援教育支援体制の整備

県及び各地域に医療・保健、福祉、労働、教育等の関係機関からなる特別支援教育連携協議会を設置し、地域の現状や課題を把握すると共に、今後の方向性を明らかにし、各市町村において関係機関の連携強化を推進する。

② 特別支援学校センター的機能（相談・研修機能）の充実

特別支援教育全般において、特別支援学校が幼・小・中・高等学校を支援し、センター的機能を果たすため、相談機能、研修機能、交流教育機能、連携機能等を充実する。

③ 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上

県内の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任特別支援教育コーディネーターを対象に、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。

イ 各ライフステージにおける自立支援の充実

(ア) 就学前における自立支援

就学前に障がいの早期発見、早期支援を行うための支援体制を整備し、スムーズな就学を促す。

(イ) 小中学校における自立支援

就学前に早期発見した児童の障がい特性に応じた様々なニーズに対応するためのサポートシステムを構築し、適切な支援を行うとともに、小中学校の児童生徒や保護者に対する発達障がいについての理解啓発を推進する。

(ウ) 高等学校における自立支援

発達障がい等について高等学校教員が理解を深めるとともに、高等学校の支援体制を整備する。また、中学校や就労先との円滑な接続による一貫した支援を実現する。

(エ) 特別支援学校における自立支援

障がいの重度・重複化、多様化に対応した学校や地域が活用できる教育コンテンツのデータベースを構築し、地域の特別支援教育におけるセンター的機能を充実する。

(オ) 就労移行における自立支援

軽度知的障がいのある生徒のニーズに応じた高等特別支援学校整備に向け教育課程や作業学習の実践研究を行うとともに「働きたい！応援団ぎふ」登録企業の拡大を図り、就労支援ネットワークを構築する。

(3) 特別支援教育医療的ケアサポート事業

特別支援学校に在籍する重度の障がいのある児童生徒が、学校の授業や校外学習等に安全に参加できるよう医療的ケアの実施体制を整備する。また、教職員や看護講師を対象とした研修会を実施する。

(4) 高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業

高等学校の発達障がいのある生徒について、初期段階で学校の要請により、専門家を派遣し、専門的な立場から個別面接や対応策の助言を行うことにより、高等学校における指導体制を確立するとともに、問題行動の未然防止や解決を図る。

(5) 特別支援教育指導資料等の作成

岐阜県の特別支援教育（平成24年度）（特別支援教育指導資料No. 55）

第10節 学校図書館教育

1 現　況

(1) 平成23年度の状況

平成23年度は、

- ① 教科の学習に生きる利用指導の充実
 - ② 読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実
- の2点を重点として推進してきた。

①については、教科等の学習に役立ち、一人一人の興味・関心に対応できる図書資料・非図書資料の整備充実とその利用の仕方の一層の推進について指導・助言をしてきた。②については、各学校における一斉読書等の取組や推薦図書の設定について啓発を行ってきた。また、各地区での図書館サミットや学校図書館教育優秀賞の実施により、参考となる取組を紹介してきた。

その結果、授業で使用する図書資料を整備し、それらを活用した教科指導の実践が増えてきた。また、全校一斉読書や読書意欲を喚起する読書環境の整備に力を入れる学校が多くなってきた。

(2) 平成23年度地区別学校図書館教育優秀賞

<岐阜地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	岐阜市立白山小学校	優秀賞	各務原市立鵜沼第二小学校
最優秀賞	瑞穂市立本田小学校	優秀賞	山県市立富岡小学校
最優秀賞	本巣市立一色小学校	優秀賞	本巣市立本巣小学校
優秀賞	岐阜市立鏡島小学校	優秀賞	瑞穂市立牛牧小学校
優秀賞	岐阜市立厚見小学校	奨励賞	山県市立美山小学校
優秀賞	羽島市立中央中学校	奨励賞	北方町立北方中学校
優秀賞	各務原市立川島小学校		

<西濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	大垣市立静里小学校	優秀賞	揖斐川町立北方小学校
最優秀賞	大垣市立小野小学校	優秀賞	池田町立温知小学校
最優秀賞	海津市立海西小学校	優秀賞	大垣市立星和中学校
優秀賞	大垣市立中川小学校	奨励賞	大垣市立川並小学校
優秀賞	海津市立今尾小学校	奨励賞	大垣市立多良小学校
優秀賞	養老町立上多度小学校	奨励賞	揖斐川町立清水小学校
優秀賞	養老町立笠郷小学校	奨励賞	揖斐川町立春日小学校
優秀賞	関ヶ原町立関ヶ原小学校	奨励賞	大野町立大野中学校

<美濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	美濃市立大矢田小学校	優良賞	郡上市立八幡中学校
優秀賞	美濃市立美濃北中学校	奨励賞	関市立緑ヶ丘中学校
優秀賞	郡上市立口明方小学校	奨励賞	郡上市立八幡小学校
優良賞	関市立南ヶ丘小学校	奨励賞	郡上市立相生小学校
優良賞	関市立武儀西小学校	奨励賞	郡上市立八幡西中学校
優良賞	郡上市立川合小学校		

<可茂地区>

賞	学校名	賞	学校名
最優秀賞	白川町立黒川小学校	優秀賞	白川町立黒川中学校
優秀賞	白川町立白川中学校	優秀賞	白川町立佐見中学校
優秀賞	美濃加茂市立伊深小学校	奨励賞	美濃加茂市立蜂屋小学校
優秀賞	可児市立桜ヶ丘小学校	奨励賞	美濃加茂市立三和小学校
優秀賞	白川町立白川北小学校	奨励賞	可児市立兼山小学校
優秀賞	白川町立蘇原小学校	奨励賞	白川町立佐見小学校
優秀賞	御嵩町立御嵩小学校	奨励賞	坂祝町立坂祝中学校
優秀賞	七宗町立上麻生中学校		

<東濃地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	中津川市立西小学校	優秀校	土岐市立泉小学校
優秀校	瑞浪市立瑞浪小学校	優秀校	瑞浪市立瑞陵中学校
優秀校	中津川市立高山小学校	優秀校	中津川市立福岡小学校
優秀校	恵那市立岩邑小学校	奨励賞	土岐市立土岐津小学校
優秀校	多治見市立養正小学校	奨励賞	瑞浪市立日吉中学校
優秀校	多治見市立笠原小学校	奨励賞	中津川市立第二中学校
優秀校	多治見市立南ヶ丘中学校		

<飛騨地区>

賞	学校名	賞	学校名
総合優秀賞	下呂市立宮田小学校	奨励賞	高山市立江名子小学校
総合優秀賞	高山市立北稜中学校	奨励賞	高山市立新宮小学校

賞	学校名	賞	学校名
優秀賞	高山市立丹生川小学校	奨励賞	高山市立国府小学校
優秀賞	下呂市立湯屋小学校	奨励賞	飛騨市立古川小学校
優秀賞	高山市立久々野中学校	奨励賞	飛騨市立河合小学校
優秀賞	飛騨市立神岡中学校	奨励賞	白川村立白川小学校
		奨励賞	下呂市立萩原北中学校

※各賞は地区ごとに決定される。

2 平成24年度の指導の重点

学校教育における図書館教育の位置付けを明確にし、教育課程の展開に寄与する組織的、計画的な活用に努めるとともに、児童生徒の健全な教養の育成に努める。

(1) 教科の学習に生きる利用指導の充実

各教科の年間指導計画に基づき、授業に生きる図書資料、非図書資料の計画的な収集整備を進める。また、図書館での調べ学習を位置付けた単元指導計画を作成し、児童生徒の自ら学ぶ力を育成する。

(2) 読書の喜びと生涯学習につなぐ読書指導の充実

蔵書量の増加や適切な蔵書構成比率の確保を図るとともに、読書生活を充実させる「良書」の活用の仕方を広める。また、個々の児童生徒の興味・関心に応じた読書指導を開き、望ましい読書習慣の形成に努める。

3 平成24年度の計画

(1) 学校図書館講座

総合教育センターの講座として、小学校、中学校、高等学校担当者を中心に、開催する。司書教諭あるいは図書館担当者の役割等についての講座内容とする。

(2) 学校図書館教育優秀賞

地区ごとに実施し、総合優秀賞、優秀賞、奨励賞等を決定する。(審査期間:平成24年9月から平成25年2月まで)

第11節 学校人権教育

1 現況

(1) 岐阜県人権教育基本方針（平成23年12月5日教育長決定）の概要

- ・これまでの同和教育及び人権同和教育の成果の踏襲
- ・様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の育成
- ・全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりの推進
- ・個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養う教育・啓発の推進

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育の推進
- ・重要な人権問題の一つである同和問題への一層の理解
- ・様々な人権問題の解決を目指した普遍的文化の構築
- ・学校・家庭・地域社会が一体となった計画的、継続的な人権教育の推進

(2) 人権教育で培う「3つの力」

行 動 力：日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- ・差別的な言動に対して、それを正そうとする態度
- ・相手の立場を尊重した行為

自己啓発力：生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- ・相手の立場に立った共感的理解
- ・自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

認 識 力：身近な生活の中にある不合理なことや差別事象をとらえたり、見抜いたりすることができる力

- ・確かな根拠に基づく科学的思考や判断
- ・差別の構造や歴史的経緯の理解

2 平成24年度の計画

(1) 研究指定校、総合推進地域事業を中心とする研究推進

ア 文部科学省指定

研究指定校 … 下呂市立下呂小学校
総合推進地域 … 関市（緑ヶ丘中校区）

イ 人権教育協議会研究協力校

郡上市立明宝小学校、郡上市立明宝中学校、県立郡上北高等学校

(2) 人権教育推進事業の充実（市町村が行う人権教育関係事業への補助金交付）

ア 地域ぐるみの人権教育の推進及び啓発の推進に関する事業

イ 人権教育における教職員の指導力向上を目指した実践研究に関する事業

ウ 人権教育の具体的な実践研究に関する事業

エ 人権教育に関しての相談活動の推進に関する事業

(3) 指導資料の作成

人権教育の推進のための具体的な指導の在り方を研究し、各小・中・高等学校において活用できる資料を作成する。

(4) 研修会の充実

ア 小・中学校人権教育教員研修会

県内全ての小・中学校から、各校1人以上が参加する。

教育事務所名	期日	教育事務所名	期日
岐 阜	10月25日・10月30日	可 茂	10月17日・10月24日
西 濃	10月10日・10月17日・10月24日	東 濃	6月5日
美 濃	10月17日・10月31日	飛 駒	6月7日

イ 人権教育幹部研修会

県内全ての小・中学校の校長・人権教育担当者など、人権教育を推進する上での幹部を対象とする。

岐阜教育事務所 4回

西濃教育事務所 2回

美濃教育事務所 4回

可茂教育事務所 5回

東濃教育事務所 2回

飛騨教育事務所 1回

ウ 高等学校、特別支援学校人権教育教員研修会

県内全ての公立・私立の高等学校、特別支援学校から、前期・後期それぞれ各校1人以上が参加する。

エ 高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会

県内全ての公立高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が、高等学校等における人権教育の在り方について研修する。

オ 総合教育センター研修講座

総合教育センター研修講座に、人権教育の研修を位置付ける。

第12節 道徳教育

1 現 態

本県の小・中学校における道徳教育は、昭和33年度から教育課程に位置付けられ、その全面実施以降、当初の混乱、動搖期を経て、次第に安定化、定着化の方向をたどり、今日では充実期を迎えており。特に昭和56年度より、道徳教育徹底指導事業を継続推進し、3年間を一つのサイクルとして県内全学校及び市町村教育委員会訪問を計画的に行い、道徳教育の充実を図っている。

しかしながら、社会の変化に伴い、児童生徒の「心の教育」に関する様々な課題も指摘されており、各学校や地域ぐるみによる、より充実した道徳教育の推進が期待される。

そこで、本県では、第7期までの21年間の成果と課題を踏まえ、第8期の平成14年度から16年度の3年間「地域ぐるみの道徳教育推進事業」として、学校・家庭・地域社会が連携して取り組む道徳教育の充実を図った。第9期の平成17年度から平成19年度は、道徳教育の要となる道徳の時間における指導の充実と学校・家庭・地域社会の計画的な連携による道徳教育の推進を、第10期の平成20年度から平成22年度は、道徳教育の要となる道徳の時間における指導のより一層の充実に重点を置いた道徳教育の推進を、第11期の平成23年度からにおいてもこれを継続し、一層の充実を図ってきた。

2 平成24年度指導の方針と重点

小・中学校教育指導の方針と重点では、道徳教育の重点として、「自己を見つめる力と他を思いやる心を育てる」を設定した。あらゆる機会と場をとらえ、この具現のための力点を定め、指導・助言に努めている。

高等学校における道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る」と学習指導要領に規定されている。高等学校教育指導の方針と重点では、「全教育活動を通して、特に配慮したいこと」として、「社会

連帶の精神を養うとともに、規範意識の高揚を図り、道徳的実践力を高めるために指導体制の充実を図る。」と設定しており、その具現のため指導・助言に努めている。

本年度は、「道徳教育徹底指導事業」の第11期の第2年目であり、道徳教育振興会議の開催、県内全小・中学校及び全市町村教育委員会訪問指導、道徳教育指導資料の作成などを通して、その充実を図る。

(1) 道徳教育徹底指導事業

第11期3ヵ年計画の2年目に当たる。

(ア) 県内全小・中学校及び全市町村教育委員会への計画的な訪問

計画に基づき指導主事が各市町村教育委員会及び各小・中学校を訪問し、市町村及び学校における道徳教育の推進について指導・徹底を図る。

(イ) 道徳教育指導資料の作成

(ウ) 道徳教育振興会議の開催

- ・道徳教育を先進的に実践し、その成果を普及するための「道徳教育振興会議実践協力校」を設置（平成23～24年度の実践協力校：美濃加茂市立大矢田小学校、笠松町立笠松中学校、関有知高等学校）

- ・「1家庭1ボランティア」運動の県民運動としての推進及び実践ミニフォーラムの開催

(2) 講習会・研修会（教育課程研究協議会）

県内の各教育事務所が、地域の実態に即応しつつ、計画的に実施している講習会、研修会の研修内容の中に、道徳教育に関する内容を盛り込み、その充実を図っている。ここでは参加者の層に応じて、実践的、具体的な課題を取り上げ、その解説を通して指導力の向上に努めている。

(3) 訪問指導

学校支援課、各教育事務所が実施する各市町村教育委員会及び各小・中学校の訪問指導では、特に、道徳教育の計画・実施、道徳の時間の指導の充実及び家庭、地域社会との連携について見届け、当面する諸問題の解説を図るべく指導・助言をしている。

(4) 研究団体

岐阜県小中学校教育研究会の道徳部会は、本県の道徳教育を推進する研究組織である。発足以来県の指導行政と一体となって先進的な取組みを進め大きな成果をあげ、今日に至っている。

第13節 国際理解教育

1 農業高校生海外実習派遣事業

農業高校生9名を7月18日から8月8日までブラジル及びオランダに派遣し、体験的学習を通してブラジル及びオランダ農業の実態や日系農業移住者の優れた実践的経営を学ばせ、広い視野に立って積極的に農業に取り組む農業の担い手育成に資する。

2 外国語指導助手（ALT）招致事業

特色ある学校づくりを目指すため、英語又は国際理解関連学科、コース、系列設置校等、および国際化に対応した教育を推進する高等学校12校に重点的に外国語指導助手を配置する。

第14節 情報教育

1 平成24年度の計画

(1) 研修講座の実施

- ・教員のＩＣＴ活用指導力の評価基準（文科省）のチェック項目全てについて、県内教員が「わりにできる」又は「ややできる」と回答することを目標に、授業におけるＩＣＴ活用に関連する講座を幅広く実施する。
- ・教員の自主的研修や校内研修への支援のため、土曜講座・出前講座を実施する。
- ・学校の情報管理体制確立のため、「県立学校情報化推進担当者研修」を継続して実施する。
- ・基本研修（初任者、3年目、6年目、12年目、新任校長、新任教頭、新任教務主任、新任生徒指導主事、新任進路指導主事）及び全ての情報研修（専門研修）で情報セキュリティに関する内容を深めた講座を実施する。

(2) 学校間総合ネット

学校間総合ネットは、学校・学年・学級の枠を越えて情報が交流し、児童生徒や教員が「連帯」して新たな価値を創造するための総合的な教育情報ネットワークである。学校間総合ネットの拠点（データセンター）として円滑な管理運用を行うとともに各接続機関への活用支援を実施する。

(3) 岐阜県まるごと学園

①目的

児童生徒に多様な学習機会となるデジタル教材を、インターネットを通じて提供するとともに、情報機器を活用した「分かる授業・楽しい授業」を一層推進するために、学校間総合ネットを活用して県内の学校に岐阜県の優れた教育資源を提供する。

②内容

インターネットや学校間総合ネットを活用したデジタル教材の配信。

- ・教職員の作成した教材の公募と配信。
- ・児童生徒の制作した作品の公募と配信。
- ・教育機関等から提供された教材の配信やリンク案内。

第15節 子ども支援

1 児童生徒の優れた能力と個性の伸長を図る支援

(1) 事業名 能力開花支援事業（平成23年度で廃止）

(2) 目的

芸術・文化、スポーツ、科学、ＩＴ、企業活動、心の教育等の様々な分野で活躍する県内の優れた指導者を学校等の要請に応じて派遣し、豊かな体験活動や多様な学習機会を提供することにより、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす個性化教育を推進する。

(3) 内容

- 能力開花支援事業に登録された講師を派遣することにより、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす支援
- ・学校の授業や行事等における指導・助言

- 能力開花支援事業に登録された講師を派遣することにより、教職員等の教育に対する見識を高めることを通して、児童生徒の優れた能力を引き出し伸ばす支援
 - ・学校が主催する事業における指導・助言

(4) 平成23年度の実績

- 講師登録者数 989人（県内在住講師のみ）
- 講師派遣回数 31回
- 指導対象者数 3,073人（児童生徒2,026人、教職員等1,047人）
- 派遣校数 高等学校14校、特別支援学校17校
(平成21年度より、対象を県立学校のみに限定)

○ 実施例

- ・講話（生き方指導、福祉、国際理解、心の教育、性教育等）
- ・演奏会（音楽体験等）
- ・総合的な学習の時間等、授業での学習指導
- ・校内の教職員研修（不登校生徒への対応、人権教育、発達障がい等）

(5) 平成24年度について

岐阜県総合教育センターHPにおいて登録講師一覧を掲載し、各学校の個別の予算による講師の依頼等の問い合わせについて担当者が対応する。

2 幼児・児童生徒に関する教育相談

(1) 目的

幼稚園、学校、保護者及び関係機関との連携を密にした教育相談を推進する。

(2) 重点

- ア 不登校、いじめ等に関する相談活動
- イ 障がい児等の発達・就学等に関する相談活動

(3) 相談の内容

- ア 不登校に関する相談
- イ いじめに関する相談
- ウ 学校生活に関する相談
- エ 家庭生活に関する相談
- オ 特別支援教育に関する相談
- カ 心理諸検査の実施及び指導助言
- キ 学校教育相談の在り方に関する相談
- ク 進路に関する相談
- ケ その他教育全般に関する相談

(4) 相談事業の概要

ア 来所相談

- ・相談日時 月曜日～金曜日の9：00～18：00（予約制）

イ 電話相談

- ・いじめ相談24 365日24時間対応
フリーダイヤル 0120-740-070

- ・教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）

月曜日～金曜日の8：30～17：15

フリーダイヤル 0120-745-070

ウ 教育相談実践研修会

- ・年8回（6月～2月）

(5) 平成23年度の教育相談実施回数（主訴別回数）

※総合教育センター及び各教育事務所における相談

主訴別	来所相談	電話相談	合計
不登校に関する相談	612	379	991
いじめに関する相談	33	382	415
学校生活に関する相談	422	480	902
家庭生活に関する相談	149	244	393
特別支援教育に関する相談	451	161	612
その他の相談	197	1,047	1,244
合計	1,864	2,693	4,557

- ・前年度に比べ、来所相談回数・電話相談回数ともにほぼ横ばいである。内容的には来所相談においては、不登校に関する相談が多く、電話相談においては、いじめに関する相談が多くなっている。特別支援に関する相談の割合は減少しているが、不登校やいじめの背景に発達障がいのあるケースは増えている。
- ・同じ児童生徒について繰り返し相談のあるケースが多く、内容も複雑化・深刻化している。

第3章 指導計画

第1節 平成24年度研究開発事業等

本県における学校教育は、各学校はもとより、各地域及び研究団体の熱意ある研究によって年々充実し、その成果も着実にあがってきている。

＜小・中学校＞

1 教育研究推進の基本的方向

- (1) 一人一人の教員の資質と指導力の向上を図り、各市町村及び各学校の主体的研究を促進する。
- (2) 国が指向する研究課題には文部科学省の研究指定校や研究開発事業指定地区をそれぞれ指定して本県の教育水準の向上を図る。

平成24年度研究指定校及び指定市町村 <学校支援課・特別支援教育課・社会教育文化課・スポーツ健康課関係>

予 算：「委」は、委託事業 「支」は、支出委任事業 「補」は、補助事業 「直接委」は、国と市町村の直接委託事業
 「指定」は、県や団体が講師派遣や物品など直接に予算執行する事業

指 定 年 度：□は、23年度（又はそれ以前）からの継続事業で24年度に終了する事業

■は、23年度（又はそれ以前）からの継続事業で25年度も継続予定事業

☆は、24年度新規事業

★は、23年度（又はそれ以前）からある事業で新規指定学校又は指定市町村等

指定学校等：※印は前回、※※印は前々回、※※※印は前々々回、※※※※印は、前々々々回の実施地域

区分	課	番号	年 度	指 定 名 称	予算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 騒
文部科学省・国立教育政策研究所指定	学校支援課	1	★23～24	学校運営支援事業の推進 コミュニティースクール推進事業	直接委	※※		閑市		※※※	※※
		2	★24～26	教育研究開発事業	直接委					多治見市 ※※※	※
		3	☆24	英語力の検証と指導改善を図るための英語力等外国語能力強化地域の形成	委					高校	
		4	★24	スクールカウンセラー等活用事業	補	全中学校（一部の小学校）					
		5	■19～	「いじめ相談24」電話相談事業	補	いじめ電話相談に電話相談員を配置					
		6	★24	幼児教育の改善・充実調査研究	直接委	※※※					
		7	★24	幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）	補	羽島市 養老町	大垣市 養老町			瑞浪市	
		8	★24	児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業	講師派遣		※※	※※	※※		※※
		9	★24	生徒指導・進路指導総合推進事業 適応指導教室の効果的な活用による教育相談力強化事業	委	羽島市 ※					
		10	★24～25	人権教育研究指定校事業 人権教育開発事業	委	※	※※	※※※※	※※※	※※※※※	下呂市 (下呂小)
		11	□22～24	人権教育総合推進地域事業	委	※※		閑市 (緑ヶ丘中校区)	※※※	※	
		12	★24～25	「魅力ある学校づくり」調査研究事業 (生徒指導総合連携推進事業)	委	瑞穂市 (穂積北中校区)	※※※※※	※※※※	※※※	※※	※
スポーツ健康課	1	★24	栄養教諭を中心とした食育推進事業	委	※		※※	※※※	惠那市	※※※	
	2	★24	学校給食の衛生管理等に関する調査研究	支	※ ※※	※ ※※	※ ※※	※ ※※	※ ※※	※ ※※	
社文課	1	■19～	放課後子ども教室推進事業	補	瑞穂市(H19のみ) 羽島市、各務原市 山県市、岐南町	神戸町 池田町 (H22～)	郡上市 閑市(H20～)	坂祝町、川辺町 東白川村 御嵩町	恵那市 中津川市	飛騨市(H19,20) 白川村(H20～)	

区分	課	番号	年 度	指 定 名 称	予 算	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
県	学校支援課	1	□23～24 ★24～25	道徳教育振興会議実践協力校	指 定	笠松中	関ヶ原中	大矢田町	※	※	河合小
		2	★24～25	幼児教育推進事業	委	北方町 ※	大垣市 ※	関市 ※	坂祝町 ※	中津川市 ※	高山市 ※
		3	★24～25	人権教育協議会研究協力校 (岐阜県人権教育協議会) 小①中①高①		※※	※	明宝小 明宝中 郡上北高 ※※※			
		4	★22～24	愛鳥モデル推進校 (地球環境課)	指 定	八木山小 22～24 ※	※※			※※ ※※※※	
		5	★24	緑と水の子ども会議 (林政課)	指 定	実施希望校(県内77小・中・高・特別支援学校)					
	特別支援教育課	1	□23～24	子ども自立支援トータルサポート事業 (就学前)	委	※	神戸町	美濃市	※	恵那市	※
	スポーツ健康課	1	☆24～25	防災教育推進事業	委	岐阜地区 合渡小	西濃地区 西江小	美濃地区 郡上東中 和良小 西和良小	可茂地区 上之郷小	東濃地区 第一中	飛騨地区 北稜中 本郷小 柄尾小
団体等事業	スポーツ健康課	1	★23～24	生きる力をはぐくむ歯・口の健康つくり推進事業(日本学校歯科医師会)	補	※	静里小	※※※	※※	※※※※	
		2	★23～24 ★24～25	学校歯科保健推進指定校 (岐阜県歯科医師会)	委	※ ※※	揖斐郡			※※※※	高山市
		3	★24	岐阜県学校保健研究大会 (岐阜県学校保健会)	指 定	※	安八郡	※※		※※※	※※※※
	学校支援課	1	★24	人権推進校 (岐阜地方法務局人権擁護課)	委	※	大野町南小	博愛小 明宝中 ※	中部中 ※	下石小 加子母小 ※	白川小 ※
		2	★24～25	金銭教育研究校(県金融広報委員会 県環境生活部環境生活政策課)	委	※※※※※	※※	※	東白川小	※※※	※※※※

<高等学校>

1 教育研究推進の趣旨

高等学校における学校運営及び教育指導における当面の課題について実践的に解明し、もって本県における高等学校教育の改善・充実に資する。

2 研究指定校

学校支援課、国立教育政策研究所及び文部科学省が指定する。

(1) 研究期間

指定期間は1～5年とする。

(2) 研究指定校の運営

ア 研究指定校は、研究課題について実践的な研究を行う。

イ 研究指定校は、校内における研究体制を整備し、計画的・継続的に研究を進める。

ウ 研究指定校は、研究の成果を公表するなどして、県内の高等学校における教育指導の改善・充実の参考にする。

3 平成24年度文部科学省研究指定事業等

(1) スーパー・サイエンス・ハイスクール

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研究主題
岐 山 高 校	理数系教育	H23～H24	国際性豊かな科学技術系人材としての資質を育むための理数系教育環境の構築
恵 那 高 校		H24～H28	科学の手法と真の国際性を兼ね備えた人材の育成
岐阜農林高校			国際感覚を身に付けた科学技術系人材を育てるシステムの開発

(2) 新学習指導要領の趣旨を踏まえた学力向上等の方策に関する調査研究

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研究主題
加 納 高 校	学 力 向 上	H24	様々な言語活動によって思考力、判断力、表現力を育成する具体的な指導方法と評価方法の研究

(3) グローバル・コミュニケーション能力育成支援事業

学 校 名	研 究 領 域	指 定 年 度	研究主題
各務原高校 大垣西高校 関 高 校 中 津 高 校	外 国 語 教 育	H24	新学習指導要領の実施を促進する指導方法の実践研究を通してグローバル人材の育成を図る

4 学校活性化プロジェクト推進事業

(1) 目的

学校課題を踏まえ、創意工夫した先進的プロジェクトを具現することにより、生徒の個性を伸ばし、学校の活性化を図るとともに、県内の各学校にその成果を周知し、成果の活用に資する。

(2) 内容

ア 実施方法

学校の現状分析や理念（目標）を踏まえ、生徒や保護者、教職員、学校評議員、学校関係者評価委員、地域の意見等を集約し、学校評価で明らかにした学校課題の解決に向けて企画立案した、先進的な学習活動等を対象事業とする。また、目指す教育の内容等を明確に示しそれを具現化する教育活動等を対象事業とする。学校は、次に掲げる教育実践の領域例を参考に企画立案した事業を実施することにより、学校組織の活性化を図る。

- ① 地域に根ざした学校づくり（ふるさと教育、環境教育、学校間連携を含む）
- ② こころの教育（豊かな体験活動を含む）
- ③ 確かな学力の育成・教員の指導力向上
- ④ キャリア教育
- ⑤ スペシャリスト養成
- ⑥ 国際教育（多文化共生）

イ 教育委員会は、審査の結果を踏まえ採択するプロジェクトを決定し、各学校に通知する。

ウ 学校は、採択されたプロジェクトを教育課程の中に位置付け、プロジェクト推進のための組織を整備するとともに、実施計画書に基づき適正に執行する。

エ 学校は、事業の実施状況をホームページ等に適時掲載し、事業のPRに努める。

オ 学校は、事業の成果と課題を明確にして学校関係者評価を行い、次年度以降の各学校の取組に生かす。

5 ステップアップカリキュラム研究開発推進事業

(1) 目的

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図り、高等学校の学習内容に円滑に接続するための教育課程及び指導方法等を研究開発する。

(2) 研究指定校（平成22年度～平成24年度）

・羽島高等学校 　・土岐紅陵高等学校

(3) 調査協力校（平成23年度～平成24年度）

・山県高等学校 　・不破高等学校 　・関有知高等学校 　・東濃高等学校

(4) 内容

基礎学力定着サポートプランに基づき、研究指定校等において下記の実践研究を行い、その成果を検証するとともに、成果の普及を図る。平成23年度は、研究指定校において、教育課程の実践、学校独自教材を活用した実践を行い、調査協力校においては、研究指定校の実践等を基に取組の研究開発を行った。平成24年度は、研究指定校及び調査協力校において、教育課程の実践・改善や学校独自教材の実践・改善を行う。

(5) 実践研究の事例

ア 特色ある教育課程等の研究

- ① 各教科・科目の中に、義務教育段階での学習内容を学習する機会を置く。
- ② 必履修科目的標準単位数を増加して配当する。
- ③ 義務教育段階での学習内容に関する学校設定科目を設置する。
- ④ 10分間程度の短い時間を活用して、義務教育段階での学習内容の定着を図る。
- ⑤ 学校独自教材

第2節 訪問指導

＜小・中学校＞

1 平成23年度の事業と実績

(1) 学校支援課指導主事

ア 指導訪問の重点

(ア) 指定校等の訪問指導

指定の趣旨に即し、研究を推進するための学校訪問を重視する。

(イ) 研究団体の領域、支部育成のための指導

各部会の主体的な活動を強化し、研修の実績を高めるため、計画の段階から、その方針や施策について指導・助言し、研修意欲を盛り上げる。

(ウ) 幼稚園教育向上のための教員研修の重視

幼稚園教育の重要性に伴い、その教育に携わる教員の研修を重視する。

(エ) 人権教育振興のための教員研修の充実と地域の実情把握

イ 実施（回数は延回数）

(ア) 研究指定校訪問 60回

(イ) 研究団体等訪問 90回

(2) 教育事務所指導主事

ア 学校支援課の訪問と一体となってその成果を高めるとともに、各管内の実情に応じた重点施策を設定して訪問指導をする。

イ 実施

各教育事務所合計 8,829回

2 平成24年度の重点と具体策

(1) 事業の目的

本事業の実施により、「幼稚園、小・中学校教育指導の方針と重点」の具現を図るとともに、国や県の教育行政の重点諸施策を効果的に推進し、もって本県の教育水準の向上を図る。

学校支援課は、主として県内の市町村教育委員会、幼稚園、小・中学校の実態を把握して教育行政の諸施策に反映させる。

教育事務所教育支援課（以下、教育支援課という）は、主として管内の市町村教育委員会、幼稚園、小・中学校の教育活動の充実を図るとともに、教員の指導力の向上を図ることを目的として訪問を実施する。

(2) 事業内容

ア 指導訪問

(ア) 市町村教育委員会訪問

市町村教育委員会の職務内容のうち、学校教育に関する事項について必要な指導、助言又は援助を行う。また、当該教育委員会の方針と重点の策定等に当たって必要な指導・助言を行う。

(イ) 学校訪問

市町村教育委員会の要請等に基づき、幼稚園、小・中学校を訪問し、「方針と重点」に照らして、学校の抱えている諸課題に対して、具体的に指導・助言又は援助を行う。

指定校等の訪問に当たっては、当該校の主体的な取組を尊重しつつ、指定の趣旨に基づき、意図的、計画的な指導・助言又は援助を行う。

(ウ) 管理職等の教育団体への訪問

市町村教育委員会、校長会、教頭会等関係団体の要請に基づき訪問し、管理職としての教育指導力の充実・強化のために必要な指導・助言又は援助を行う。

学校支援課は、全県レベルの会を訪問することを原則とし、全県の動向や実態を把握することも兼ねる。

教育支援課は、管内、市町村レベルの会を訪問することを原則とする。

(エ) 市町村教育委員会、教育研究団体主催の研修事業訪問

要請に基づいて市町村教育委員会及び岐阜県小・中学校教育研究会が主催する研修事業において指導・助言を行う。

なお、学校支援課、教育支援課の在り方は、(ウ)に準ずる。

(3) 事業の実施に当たって

ア 訪問事業の実施に当たっては、市町村教育委員会の要請に基づくことを原則とするが、教育事務所等の計画による訪問も実施する。

特に、学校訪問の内容・回数については、教育事務所としての施策の構想・展望に加えて指定校等の有無、その他の実情を勘案し、事前に当該市町村教育委員会と十分協議して決定する。

イ 学校訪問は、専門分野の指導・助言又は援助を通して、当該校の全体的な教育指導力の向上を図ることを主眼とする。

そのため、日程の組み方、研究会の運営等については、事前に当該市町村教育委員会並びに当該校と連絡協議を深めておく。

ウ 各幼稚園、小・中学校の主体的な取組を援助し、励まし、勇気付けるとともに、訪問の在り方を工夫し、数少ない訪問の機会を効果的に生かすよう努める。

エ 国立大学法人附属学校、岐阜市の教育実習校等は、その使命から県内の教育界へ及ぼす影響を考慮し、訪問については教育事務所と十分連絡をとりあう。

オ 指定校等の訪問については、教育事務所が主体となって計画的に実施し、その回数は実態に応じて教育事務所で決定する。

<高等学校>

1 平成23年度の事業と実績

(1) 学校支援訪問

全日制・定時制・通信制の全ての公立高等学校を対象に、学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談及び授業参観・授業研究等を通して情報収集し、今後の施策に生かすとともに、各学校が抱える課題の解決や教科等の指導の充実に向けての支援を行った。要請訪問については、研究団体や各学校からの要請を受け、それぞれの教育上の問題解決のための支援をした。

<実施状況>

- ・計画訪問 公立高等学校 25校
- ・要請訪問 公立高等学校 18校

2 平成24年度の重点と具体策

(1) 学校支援訪問

ア 訪問の趣旨

学校の教育目標の具現に徹する学校経営と一人一人に「生きる力」を育む指導を推進するため、校長等との懇談や授業参観、授業研究、教育活動全般の参観を通して実態を把握し、今後の施策に生かすとともに、学校組織やその運営方法を改善し、教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等を充実することにより、自校の抱える課題を解決できるよう指導・援助を行う。

イ 訪問の概要

① 基本方針

全日制・定時制・通信制の高等学校を対象に、計画訪問及び要請訪問を実施する。

② 訪問の形態・方法等

(ア) 計画訪問では、全ての公立高等学校を3年に1回計画的に訪問し、学校組織及びその運営方法の改善並びに教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための指導・援助を行う。

(イ) 要請訪問では、学校の主体性を重んじ、学校組織及びその運営方法の改善並びに教科指導、LHR、総合的な学習の時間、生徒指導、進路指導等の充実を図るための訪問を、各学校からの要請に応じて行う。

(ウ) 上記以外に、教育研究会各部会等からの要請に応じて訪問する。

第3節 教育課程講習会

1 小・中学校

平成23年度教育課程研究協議会

ア 目的

新小・中学校指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間の教育課程の実施・改善に生かす。

イ 主 催

岐阜県教育委員会、市町村教育委員会

ウ 参 加 者

小・中学校とも各教育事務所管内の全教育職員（校長を含む）の3分の1程度とする。

エ 実施方針

- ・3か年計画の第2年次とする。
- ・各教育事務所ごとに、1日の日程で実施する。
- ・各教育事務所ごとに、地区研究協議会の実施計画を作成し、効果的な運営を図る。

<教育事務所ごとの実施期日>

教事＼校種		小学校	中学校	教事＼校種	小学校	中学校
岐阜	岐 阜 市	7／27	7／26	西 濃	7／28	8／10
	岐阜市外	7／27	8／1			
美 濃		7／29	7／26	可 茂	7／29	7／26
東 濃		7／29	7／26	飛 駒	7／28	7／27

オ 部 会

管理職を対象とする学校経営部会、各教科部会、道徳部会、外国語活動部会（小学校のみ）、総合的な学習の時間部会、特別活動部会、特別支援教育部会を基本とする。（部会は、各教育事務所の実態に応じて決定する）

2 高等学校

(1) 平成23年度高等学校教育課程講習会・研究会

高等学校学習指導要領について、その趣旨の徹底及び必要な研究協議を行うとともに、高等学校の教育課程の実施に伴う指導上の諸問題を研究協議してその解明を図り、高等学校教育の改善充実を図るために実施した。平成23年度の参加者は810人で、公立高等学校の教員のほか、私立学校関係者も参加した。

ア 主 催 岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会

イ 参 加 者 各教科担当者のうち、公立高等学校においては、全教員の約4分の1が参加した。

また、私立学校からは適宜参加した。

ウ 期 日 8月17日（水）・18日（木）の2日間

エ 部会、会場及び参加者数（公立・私立を含む）

部 会	会 場	参加者数（人）
総則・特別活動	岐南工業高等学校	75
国 語	総合教育センター	84
地理歴史・公民	岐阜総合学園高等学校	70
数 学	東海学院大学	92

理	科	岐山高等学校・岐阜大学	68
保	健	長良川スポーツプラザ	72
外	国	シンクタンク庁舎	113
芸	術	総合教育センター	18
生	活	大垣桜高等学校	40
情	報	テクノプラザ	30
農	業	岐阜農林高等学校	29
工	業	岐阜工業高等学校	59
商	業	岐阜商業高等学校	60

オ 講 師

学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び高等学校教育研究会関係部会長等が当たった。

(2) 平成24年度教育課程講習会・研究会の実施計画

ア 目 的

新高等学校学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、移行期間の教育課程の実施へ生かす。

イ	主 催	岐阜県教育委員会、岐阜県高等学校教育研究会
ウ	参 加 者	各教科担当教員のうち約800人
エ	期日・会場	8月16日（木）・8月17日（金）
オ	研究部会	総則・特別活動、国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、生活産業、情報、農業、工業、商業
カ	講 師	学校支援課、教育研修課等関係指導主事及び県教育委員会が依頼する者。

3 特別支援学校

平成24年度特別支援学校教育課程研究協議会

ア 目 的

特別支援学校教育課程に関する研修を実施することにより、教職員の指導力の向上を図り、特別支援学校教育の改善・充実に資する。

イ 主 催

岐阜県教育委員会

ウ 参 加 者

特別支援学校教員のうち約200人

エ 期日・会場

8月7日（火）関特別支援学校・8月9日（木）東濃特別支援学校・8月10日（金）

岐阜本巣特別支援学校

オ 講 師

特別支援教育課の指導主事及び県教育委員会が推薦した者とする。

第4節 年間研修計画

1 平成24年度幼・小・中学校研修事業の運営

(1) 学校支援課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	へき地・複式初任教員研修会	・小規模校の参加者が多いことから、日程、内容、会場について配慮する。(他地区と合同で実施してもよい) ・管内の実情に応じて運営の方法を工夫する。	へき地、複式学校に初めて勤務する教員	1 日	教育事務所で定める
2	小・中学校新任生徒指導主事講座	・生徒指導主事の職務、生徒指導上の問題への対応についての研修を行う。	新任生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
3	小・中生徒指導主事連絡協議会主事講座	・生徒指導主事としての任務の理解と管内における取組及び諸問題について協議・交流を行う。 ・各教育事務所において運営に当たる。	小中生徒指導主事	半日	教育事務所で定める
4	小・中・高生徒指導連携強化委員会	・地域の実態に応じた具体的な連携方法を協議研究し、生徒指導体制の強化を図る。 ・小・中・高の校長等、市町村教委関係者及び関係諸団体(含PTA)の代表で構成する。 ・各教育事務所において運営に当たる。 ・「子どもを地域で守り育てる県民運動推進会議」を兼ね、地域ぐるみの教育ネットワークづくりに取り組む。	生徒指導関係者	3 日	教育事務所で定める
1	小学校教育課程研究協議会	・平成23年度から3年計画で行う。(2年次) ・参加者は小中とも各教育事務所管内全教育職員の3分の1程度とする。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践が充実するよう配慮する。	教育事務所で定める	1 日	教育事務所で定める
2	中学校教育課程研究協議会	・平成23年度から3年計画で行う。(2年次) ・参加者は小中とも各教育事務所管内全教育職員の3分の1程度とする。 ・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践が充実するよう配慮する。	教育事務所で定める	1 日	教育事務所で定める
3	幼稚園教育課程研究協議会(講習会)	・夏季休業中に行う。 ・各地区的実情に応じて、保育所の保育士の参加を受け入れる。	公・私立幼稚園教諭の該当者、希望する保育士	1 日	[岐阜・飛騨] [西濃][東濃・可茂・美濃]
4	教科書無償給与事務連絡会	・市町村及び希望する学校の担当者が参加する。	市町村及び学校の担当者	半日	教育事務所で定める
5	生徒指導推進会議	・県内の青少年育成団体のリーダー、PTA、教育行政関係者等が協働し、思いやりのある人間関係づくりを目指す取組を行うことができるよう協議する。	生徒指導関係者	2 日程度	県で定める

(2) 特別支援教育課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	就学指導地区研究協議会	・特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学指導等の進め方を協議する。 ・地区によっては、地区特別支援教育連携協議会と同日開催とする。	市町村の就学指導担当者	半日を2回	教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	特別支援教育コーディネーター研修会	・発達障がいを含めた障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できるよう、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター(幼・小・中・高・特)	原則半日を2回	教育事務所で定める

(3) スポーツ健康課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	小学校体育実技講習会	・各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ・中央講習会参加者の伝達講習として実施する。 ・実施種目については、現在の段階では未定。	体育主任、又はそれに準ずる者(各校1~2名)	2日 注)内1日は自校での伝達	教育事務所で定める。
2	中学校体育実技講習会	・2日間で武道とダンスの実技と指導方法を取り扱う。 ・西濃地区で実施する。	各校体育担当教員(1~2名程度)	2日	教育事務所で定める。
3	武道指導講習会	・中学校及び高等学校の保健体育担当教員のうち武道の指導経験の浅い教員(希望者)を対象とする。 ・初めて武道を経験する生徒への指導方法等を中心に実技研修を実施する(剣道・柔道のいずれかを選択)。 ・県内全地区を対象とする。	中学校及び高等学校の保健体育担当教員の希望者	1日	県で定める。
4	運動部活動指導者研修会	・指定する2種目(ハンドボール・ソフトボール)について、指導力を高めたい教員(希望者)を対象に、効果的な指導方法を研修する。 ・県内全地区を対象とする。	中学校、高等学校及び特別支援学校の希望者	各1日	県で定める。
5	学校安全教室推進講習会	・生活安全・防災安全・交通安全の対応等、安全管理・安全教育及び管理職の危機管理対応の内容について研修する。 ・H24は午前中を交通安全及び防犯、午後を防災の内容とする。	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教頭及び市町村教育委員会担当者	1日	教育事務所で定める。
6	防災教室推進講習会	・防災については、災害図上訓練に関する講義及び演習、気象情報等の収集及び活用等を研修し、各学校における防災教室等の指導者を養成する。 ・各教育事務所で実施する。 ・文部科学省による支出委任事業5及び6を同日開催とする。	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教頭及び市町村教育委員会担当者	1日	教育事務所で定める。
7	防災教育修習会	・防災教育に関する有識者の講義、宮城県震災復興支援教員と有識者によるパネルディスカッション等により、地域の実情や学校の実態に応じた防災体制の構築及び管理・教育の充実を図る。 ・H24県新規事業「防災教育推進事業」の一環として実施する。	学校関係者(幼・小・中・高・特支) 市町村教育委員会及び市町村防災担当者 地域の防災関係者(いざれも希望者)	半日	県で定める。

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
8	学校安全ボランティア組織養成研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の警備情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法等について研修する。 ・学校と学校安全ボランティア相互の連携の在り方について交流する。 ・2教育事務所(岐阜・飛騨)で実施する。 	幼・小・中の学校関係者、学校安全ボランティア及び市町村教育委員会担当者	半日	教育事務所で定める。
9	保健安全会講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中学校の保健主事・養護教諭を対象とする。 ・健康教育の現状と課題を踏まえ、保健主事の役割について研修する。 ・養護教諭の専門性及び求められる資質について研修する。 	養護教諭(午前) 保健主事(午後)	1日	教育事務所で定める。
10	性に関する指導指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズ、性に関する指導についての正しい理解と教育の在り方を内容とする。 ・美濃地区で実施する。 	小・中・高・特別支援学校の担当者(各校1名)	半日	教育事務所で定める。
11	薬物乱用防止教室講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬物乱用」の現状と課題、指導の在り方の研修をする。 ・全地区を対象に実施する。 	小・中・高・特別支援学校の関係職員 学校薬剤師・学校医・学校歯科医等の関係者(いざれも希望者)	1日	県で定める。
12	市町村教育委員会・県立学校学校給食担当者会	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の学校給食に関する事業概要の説明等により、給食管理及び食に関する指導の在り方を内容とする。 ・衛生管理の徹底等について研修する。 	市町村教育委員会の学校給食担当者1~2名	半日	県で定める。
13	栄養教諭研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動全体を通した食に関する指導、個別の相談指導、家庭や地域との連携・調整の在り方等について研修する。 	栄養教諭	1日	県で定める。
14	栄養教諭・学校栄養職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・給食管理・衛生管理の徹底を図る。 ・学校給食を中心とした食に関する指導の在り方について研修する。 	栄養教諭及び学校栄養職員	1日	県で定める。
15	学校給食調理従事員衛生管理講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒防止のための衛生管理の徹底を図る。 	調理従事員(各市町村1~5名)	半日	県で定める。

(4) 教育研修課

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
1	幼稚園等新規採用教員研修	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル〉を踏まえて実施する。 ・学校支援課に新設される「幼児教育チーム」や人づくり文化課と連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。 ・園内研修は、園長・研修指導員(公立)、園長等(私立)により行う。 	公・私立幼稚園等の新規採用教員※保育所で1年以上の経験がある者は任命権者の判断で除く。	園内 10日 園外 10日	岐阜県総合教育センター4日 教育事務所3日 関私立中池少年自然の家(2泊3日)

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
2	初任者研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知〈通達文及び初任者研修実施要項都道府県〉を踏まえて実施する。 ・「初任者研修の手引（指導者用）」に掲載した実施要項や計画書や報告書を基に実施をする。 ・計画書や報告書については、全て公印を省略する。教育事務所の提出文書については、初任者研修主事会の資料に含める。 ・初長連、初指連は管内の実情に応じて実施する。 ・連携校研修は教育事務所が行う。（「連携校研修実施の依頼」や「連携校研修実施期日決定」の文書の作成や発送） 	初任者	校内 180時間 校外 20日	岐阜県総合教育センター3日 教育事務所9日 市町村教委4日 国立乗鞍青少年交流の家(3泊4日)
3	新規採用養護教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭の職務を理解し、職務の遂行に必要な専門的かつ実践的な研修を行う。 ・校内研修は、原則として養護教諭の退職者が指導者となり、計画的に行う。 	新規採用 養護教諭	校内 15日 校外 12日	岐阜県総合教育センター等 国立乗鞍青少年交流の家(3泊4日)
4	新規採用栄養教諭研修 (任用替)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校では、研究授業及び授業研究会を行う。 ・校外研修は、岐阜県総合教育センターで3日間、校外研究授業の会場校で1日の研修を行う。 ・実施要項はスポーツ健康課と協議の上作成する。 ・新規採用栄養教諭配置校校長連絡協議会は、各事務所ごとに、初長連・初指連と同一日に行う。 	新規採用 栄養教諭 (任用替)	校内 1日 校外 4日	岐阜県総合教育センター3日 研究授業会場1日
5	新規採用栄養教諭研修 (新卒者)	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校では、研究授業及び授業研究会を行う。 ・校外研修は、岐阜県総合教育センターで4日間、校外研究授業の会場校で1日の研修を行う。 ・実施要項はスポーツ健康課と協議の上作成する。 ・配置校校長、指導者連絡会議を実施する。 	新規採用 栄養教諭 (新卒者)	校内 15日 校外 9日	岐阜県総合教育センター4日 研究授業会場1日 国立乗鞍青少年交流の家(3泊4日)
6	3年目研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・「3年間で一人前の教員を育てる」という新任教員養成の構想に基づき実施する。 ・任期付採用の1年は、教職経験年数にカウントしない。 ・校外研修では、岐阜県総合教育センターで情報に関する研修を行う。 ・校内研修では、学習指導と学級経営に関する研修を行う。 	3年目教員 ※教職経験が満2年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 2日 校外 1日	岐阜県総合教育センター1日
7	6年目研修 (小・中学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科教育にかかわる研修の1日は、主として岐阜大学で実施する。 ・校外研修は3日間を行い、1日は岐阜県総合教育センターで全体研修（学習指導及び各種教育活動）を行い、2日間は教科ごとに研修を行う。 ・夏季休業中の教科ごとの研修に現場の実践者の発表等による参加は求めない。（免許状更新講習の開始に伴う、負担軽減のため） 	6年目教員 ※教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 5日 校外 3日	岐阜県総合教育センター 岐阜大学等3日

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
8	6年目研修 (養護教諭)	・校外研修4日間のうち、2日間は岐阜県総合教育センターにおいて職務にかかわる研修を行う。また1日を岐阜大学における健康相談にかかわる研修に、他1日を受講者代表による授業公開及び授業研究に充てる。 ・校内研修については指導案を作成して、保健教育の授業を実施する。	6年目 養護教諭 ※教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭	校内 1日 校外 4日	岐阜県総合教育センター 2日 岐阜大学 1日 授業公開者勤務校 1日
9	12年目研修 (幼稚園等) [10年経験者研修]	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・学校支援課に新設される「幼児教育チーム」や人づくり文化課との連携を密にして研修を行う。 ・就学前教育と小学校教育の連携を推進するため、私立幼稚園の教員も対象とする。	12年目教員 ※教職経験が満1年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	園内 10日 園外 8日	岐阜県農業大学 1日 岐阜県総合教育センター 2日 選択研修会場 5日
10	12年目研修 (小・中学校) [10年経験者研修]	・教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 ・平成21年度より教員免許更新制が実施されることを踏まえ、研修内容及び日数を精選するとともに、計画書・報告書の様式等を変更し、研修対象員の負担に配慮をする。 ・「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について(通知)」を踏まえ、21年度より校外研修の日数を5日間短縮した。 ・「大学研修」(岐阜大学、聖徳学園大学、朝日大学)の5日間と「研修計画の作成にかかわる研修」の2日間は削除した。 ・「選択研修」については、選択の幅を広げるとともに、4日間から6日間に日数を増やした。 ・選択研修6日間のうち、2~3日以上を地域貢献活動に充てる。	12年目教員 ※教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	校内 20日 校外 10日	岐阜県総合教育センター 2日 教育事務所 2日 選択研修会場 6日
11	12年目研修 (養護教諭)	・校内研修を5日間行い指導者は原則として管理職とする。 ・校外研修7日間のうち、3日間は岐阜県総合教育センターで全体研修を行い、4日間を「個々の課題に基づいた研修(選択研修)」に充てる。	12年目 養護教諭 ※教職経験が満11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭	校内 5日 校外 7日	岐阜県総合教育センター 3日 選択研修会場 4日
12	新任校長研修	・県の教育長の講話を位置付けるため、(悉皆研修では唯一)岐阜市も参加をする。 ・実践講話は校長会に依頼をする。 ・「学校組織マネジメント」や、今日的な課題である「特別支援教育」「教育相談」「情報モラル」「人権同和教育」「危機管理」等の内容を盛り込む。	新任校長 ※平成23年度における新任校長及び前年度までの該当者で当研修を未受講の校長	校外 3日	岐阜県総合教育センター

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場
13	新任教頭研修	<ul style="list-style-type: none"> 「学校経理事務」は事務職員部会と、「メンタルヘルス」は教職員課との連携を図り、人選をする。 「学校組織マネジメント」での研修を実践に生かすため、5月と11月に実施をする。 今日的課題である「児童虐待防止」等の内容を盛り込む。 	新任教頭 ※平成23年度における新任教頭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教頭	校 外 2 日	岐阜県総合教育センター
14	新任部主事研修	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県立特別支援学校管理規則第15条に定める「部の校務をつかさどる」の職務が適性に執行できるよう、実務向きの研修内容とする。実践交流においては特別支援学校経験者の本研修受講終了済部主事を助言者（3名）として招聘する。 今年度も、前年度同様児童虐待についての講義を取り入れ、その予防について研修をする。 	新任部主事 ※平成23年度における新任部主事及び前年度までの該当者で当研修を未受講の部主事	校 外 2 日	岐阜県総合教育センター
15	新任主幹教諭研修	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修2日間の内、第1日は全体研修、第2日は選択研修を行う。 選択研修では、岐阜県総合教育センターが行う「学級・HR 経営力」「学校経営」「特別研修」「土曜講座」の中から1講座を受講する。 	新任主幹教諭	校外 2 日	岐阜県総合教育センター
16	新任教務主任研修	<ul style="list-style-type: none"> 2年目の教務主任の実践発表を位置付ける。 研修の2日目は、教育課程の編成にかかる研修が中心となる。 	新任教務主任 ※平成23年度における新任教務主任及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教務主任	校 外 2 日	岐阜県総合教育センター
17	特別支援学級・通級指導教室新任担当教員研修	<ul style="list-style-type: none"> 校外研修3日間の内、1日目は小・中・特別支援学校が合同で実施する。 2日目・3日目は小（特学・通級）と中（通級）、中（特学）と特別支援学校が合同で実施する。 	該当者 ※小中学校の特別支援学級新任担当者及び通級指導教室新任担当者及び特別支援学校新任担当者及び前年度までの該当者で当研修を未受講の担当者	校 内 1 日 校 外 3 日	岐阜県総合教育センター
18	常勤講師研修	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度より各教育事務所の主催とした。各教育事務所の要請に応じて教育研修課は講義を受け持つ。 市町村教委との連携を密にして研修を行う。 	初任研及び常勤講師研の未受講の常勤講師非常勤講師の希望者	校 外 2 日 又は 1 日	各教育事務所で定める

番号	名 称	事業の運営及び留意点	対 象	期日	会 場																
19	小学校実技 講 習 会	<p>・小学校の音楽、図画工作、家庭の3教科について、主として実技の指導に関する研修を行い、指導の改善、充実を図る。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td><td>音 樂</td><td>図画工作</td><td>家 庭</td></tr> <tr> <td>H23</td><td>美濃・可茂、東濃</td><td>西濃、飛騨</td><td>岐 阜</td></tr> <tr> <td>H24</td><td>西濃、飛騨</td><td>岐 阜</td><td>美濃・可茂、東濃</td></tr> <tr> <td>H25</td><td>岐 阜</td><td>美濃・可茂、東濃</td><td>西濃、飛騨</td></tr> </table> <p>・美濃と可茂は合同で実施する。</p>		音 樂	図画工作	家 庭	H23	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	岐 阜	H24	西濃、飛騨	岐 阜	美濃・可茂、東濃	H25	岐 阜	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	該当免許を有しない授業担当者(希望者)	1 日	教育事務所で定める
	音 樂	図画工作	家 庭																		
H23	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨	岐 阜																		
H24	西濃、飛騨	岐 阜	美濃・可茂、東濃																		
H25	岐 阜	美濃・可茂、東濃	西濃、飛騨																		

◇岐阜教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4 6 11 1	生徒指導・不登校対策担当者会	市町教育委員会・少年センターの生徒指導担当者及び不登校者対策担当者	各学校の生徒指導・不登校対策充実に向けての支援の在り方の実践交流等	4月26日 6月15日 11月15日 1月25日	岐阜総合庁舎 岐阜県総合教育センター
5	進路指導主事等実践講習会	小学校（岐阜市は除く）の進路指導担当者 中学校（岐阜市は除く）の進路指導主事 小学校（岐阜市内）の進路指導担当者 中学校（岐阜市内）の進路指導主事	進路指導主事等の役割、キャリア教育推進のための基本的な考え方	5月24日 5月25日	岐阜市教育研究所 岐阜市教育研究所

◇西濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
4	西 濃 地 区 教 頭 研 修 講 座	管内小・中学校全教頭	教頭としての学校経営の在り方	4月12日	西濃総合庁舎
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	生徒指導主事の役割と任務 生徒指導上の問題への対応	5月9日	西濃総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校生徒指導主事全員	生徒指導主事としての職務と生徒指導上の課題	5月9日	西濃総合庁舎
6	進路指導主事等実践講習会	中学校進路指導主事 小学校（進路指導）担当者	進路指導主事・進路指導担当の任務と小・中学校の9年間を見通した進路指導の在り方等	小・中 6月6日	西濃総合庁舎
8	西 濃 地 区 小・中学校外国語教育連携研修会	小学校（外国語活動推進の担当者） 中学英語主任	小学校における外国語活動の基本理念、小・中連携の在り方、各中学校区における外国語活動・外国語科指導の実践交流	8月24日	西濃総合庁舎

◇美濃教育事務所
教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校生徒指導主事連絡協議会	小・中学校の生徒指導主事全員	・生徒指導上の課題への対応 ・生徒指導体制・教育相談体制の確立に向けて	5月15日 5月16日 5月17日	郡上市大和庁舎 美濃市中央公民館 関市役所
6	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校の新任の生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題への対応	6月5日	中濃総合庁舎
6	小・中進路指導主事等実践講習会	小学校進路指導担当全員 中学校進路指導主事全員	・小中9年間を見通したキャリア教育をふまえた進路指導の在り方	6月20日	中濃総合庁舎

◇可茂教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中生徒指導主事等連絡協議会	小・中生徒指導主事全員 ・主幹教諭	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の課題への対応等	5月17日	可茂総合庁舎
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	新任小・中生徒指導主事全員	・生徒指導主事の役割と任務 ・生徒指導上の問題の対応	5月17日	可茂総合庁舎
5	小・中学校進路指導主事等実践講習会	小学校（進路指導担当）、中学校進路指導主事	・小中学校9年間を見通した進路指導の在り方 ・進路指導主事としての職務の理解、及び「生き方指導」としての進路指導の在り方	5月31日	可茂総合庁舎
6	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する教員	・小規模の特性を生かした教育実践、へき地・複式学級における学習指導	6月6日	佐見中小学校

◇東濃教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	小・中学校新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	・生徒指導主事としての職務 ・生徒指導上の課題への対応	5月18日	恵那総合庁舎
6	進路指導実践講習会	中学校進路指導主事 小学校各1名	・キャリア教育の推進と望ましい進路指導の在り方	6月19日	恵那総合庁舎
10	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式校各1名 初めてへき地・複式の小・中学校に勤務する教員優先	・へき地・複式学校における学校・学級経営ならびに学習指導の在り方	10月30日	加子母小・中学校
4 6 9 3	主幹教諭連絡会議	主幹教諭、市教育委員会生徒指導担当	・機能的な生徒指導の在り方	4月19日 6月21日 9月28日 3月15日	恵那総合庁舎 坂本中学校 北陵中学校 恵那総合庁舎

◇飛騨教育事務所

教育支援課

月	名 称	対 象	研 修 内 容	期 間	会 場 地
5	新任生徒指導主事講座	小・中学校新任生徒指導主事	生徒指導主事としての知識と技能の修得と活用	5月10日	飛騨総合庁舎
5	小・中学校生徒指導主事研修会	小・中学校生徒指導主事・主幹教諭	・不登校、いじめの未然防止のための実践研究と協議	5月10日	飛騨総合庁舎
5	へき地・複式初任教員研修会	へき地・複式学校に初めて勤務する者	・へき地・複式学校における教科指導の在り方と実践交流	5月18日	飛騨市立宮川小
7	進路指導実践講習会	小学校の特活主任中学校進路指導主事	・進路指導主事の役割と任務 ・勤労観・職業観の育成に向けた実践研修と小中連携による進路指導	7月6日	飛騨総合庁舎
8	教育相談実践講習会	教育相談主任(経験3年以下) ※希望者も可	・教育相談実践交流と教育相談事例演習・交流	8月1日	飛騨総合庁舎
10	教育相談実践研修会	小中教育相談主任全員 ※希望者も可	・教育相談の専門知識・技能の習得と資質向上	10月19日	飛騨総合庁舎

2 平成24年度高等学校・特別支援学校関係研修計画

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
生徒指導主事連絡協議会	生徒指導主事等	135	3	5月1日 5月11日 2月7日	県庁大会議室
進路指導主事連絡協議会	進路指導主事等	125	1	5月31日	岐阜県総合教育センター
高等学校、特別支援学校人権教育担当者連絡会	人権教育担当者	135	1	8月1日	岐阜県総合教育センター

学校支援課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高等学校教育課程講習会(各教科等)	全教員の4分の1	約800	2	8月16・17日	関係学校等
職業教育関係学科主任等連絡協議会	農・工・商・生の学科主任等	150	1	1月24日	岐阜県総合教育センター

スポーツ健康課関係

事業の名称	対 象	人数	期間	期 日	会 場
高等学校・特別支援学校保健担当者会議	保健主事・養護教諭	240	1	5月25日	わかくさプラザ

特別支援教育課関係

事業の名称	対象	人数	期間	期日	会場
特別支援教育コーディネーター研修会	幼・小・中・高・特の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター	各50人程度	2	圏域ごとに決定	圏域ごとに開催

教育研修課関係

事業の名称	対象	人數	期間	期日	会場
初任者研修	初任者	高108 特49	校内180時間 校外20日	8月1日～4日 8月7日～10日 (宿泊研修2団に分かれ実施) その他	岐阜県総合教育センター 国立乗鞍青年交流の家 各地域の教育センター等
3年目研修	3年目教員	高87 特47	3日	6月20日 7月26～8月10日のうち1日 11月16日	岐阜県総合教育センター等
6年目研修	6年目教員	高75 特39	校内5日 校外3日	7月5日 8月21日 11月2日 (校外研修)	岐阜県総合教育センター等 岐阜大学等1日
12年目研修	12年目教員	高49 特15	校内20日 校外10日	5月9日 10月18日 11月8日 その他	岐阜県総合教育センター 及び各地域の施設

第4章 平成24年度公立高等学校入学者選抜

1日 程

- ・岐阜県立高等学校入学者選抜の方針決定 平成23年4月27日
- ・特色化選抜・連携型選抜出願期間 平成24年2月2日～2月6日
- ・岐阜県立高等学校出願承認願締切 平成24年2月1日
- ・通学区域外高等学校出願承認願締切（特色化選抜） 平成24年1月13日
- ・特色化選抜検査期日 平成24年2月9日（10日）
- ・連携型選抜検査期日 平成24年2月10日
- ・特色化選抜・連携型選抜結果通知 平成24年2月16日
- ・全日制一般選抜出願期間 平成24年2月27日～3月2日
- ・全日制一般選抜変更期間 平成24年3月5日～3月7日
- ・通学区域外高等学校出願承認願締切（一般選抜） 平成24年2月3日
- ・全日制一般選抜における学力検査期日 平成24年3月13日
- ・全日制一般選抜における面接等実施期日 平成24年3月13日又は3月14日
- ・全日制一般選抜合格発表 平成24年3月19日
- ・定時制一般選抜出願期日 平成24年3月21日
- ・定時制一般選抜検査期日 平成24年3月23日
- ・定時制一般選抜合格発表 平成24年3月27日

2 学力検査

特 色 化 選 抜		全 日 制 一 般 選 抜	
2月9日(木)		3月13日(火)	
9:30~10:30	検査A	9:30~10:15	国語
11:00~12:00	検査B	10:35~11:20	理科
		11:40~12:25	英語
		13:15~14:00	数学
		14:20~15:05	社会

3 出願者と合格者の状況

学校別状況表は、教育統計資料編に掲載

(全日制)

(単位：人)

分 野	設置者	定 員	特色化選抜・連携型選抜			一般選抜			合格者 総 数
			募集人数	出願者数	合格者数	募集人数	出願者数	合格者数	
普 通	県立	8,080	3,984	8,323	4,079	4,045	4,337	3,907	7,942
理 数	県立	360	180	350	175	193	179	182	349
英 語	県立	40	20	23	20	20	12	20	40
農 業	県立	960	480	1,181	480	480	573	476	956
工 業	県立	1,680	840	1,717	840	846	901	826	1,660
	市立	160	80	185	80	80	92	80	160
	計	1,840	920	1,902	920	926	993	906	1,820
商 業	県立	1,680	840	1,702	840	842	847	821	1,659
	市立	320	160	368	160	160	181	160	320
	計	2,000	1,000	2,070	1,000	1,002	1,028	981	1,979
生活産業	県立	760	380	801	391	369	412	357	748
情 報	県立	120	60	132	59	62	64	61	119
音 楽	県立	40	40	26	26	14	1	1	27
美 術	県立	40	40	59	40	0	—	—	40
総 合	県立	1,080	540	1,009	540	540	513	496	1,036
総 計	県立	14,840	7,404	15,323	7,490	7,411	7,839	7,147	14,576
	市立	480	240	553	240	240	273	240	480
	計	15,320	7,644	15,876	7,730	7,651	8,112	7,387	15,056

(注1) 「帰国生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が8、合格者数が8で外数である。

(注2) 「外国人生徒等に係る入学者の選抜」は、受検者数が14、合格者数が9で外数である(阿木高校を含む)。

(注3) 一般選抜の募集人員は、入学定員から特色化選抜及び連携型選抜の合格者数を減じた者の数に特色化選抜入学辞退者数を加えたものである。

(注4) 合格者総数は特色化選抜の入学辞退者を減じた数である。

(注5) 「特色化選抜・連携型選抜」の募集人員は特色化選抜のみの数値である。

(定時制)

(単位：人)

分 野	設置者	定 員	特色化選抜・連携型選抜			一般選抜			合格者 総 数
			募集人数	出願者数	合格者数	募集人数	出願者数	合格者数	
普 通	県立	440	440	422	321	120	92	64	384
農 業	市立	40	20	27	20	20	9	9	29
工 業	県立	80	80	83	61	20	32	20	80
	市立	40	40	17	13	27	22	19	32
	計	120	120	100	74	47	54	39	112
商 業	県立	80	80	51	41	40	20	20	60
生活産業	県立	40	20	22	20	20	4	4	24
総 計	県立	600	600	556	423	180	144	104	524
	市立	120	80	66	53	67	35	32	85
	計	720	680	622	476	247	179	136	609

(注1) 一般選抜の募集人員は、入学定員から特色化選抜の合格者数を減じた者の数に、特色化選抜合格辞退者数を加えたものである。

(注2) 合格者総数は特色化選抜の合格辞退者を減じた数である。

第5章 教育研究団体

1 現 況

教育研究団体は、県内の幼稚園・小・中・高・特別支援学校の教員が、それぞれ日常の教育実践の向上を目指して組織的に研究活動を続けている自主団体である。教員の専門職としての資質を高めることや、指導力の向上を目指すことが研修の内容となっている。

□幼稚園教育研究会

県内の公立幼稚園の教員により組織され、三つの地区ブロックに分かれて研究を進めている。日常の園の教育実施による具体的な問題とともに、特に、心豊かにたくましく生きる子の育成に重点を置いている。

□小中学校教育研究会

本研究会は、県内の大部分の教員が参加する30の支部と31の部会をもって組織され、本県小・中学校教育推進の母体となっている。支部活動は、地域の実態に根ざした実践活動を通して着実に研究を積み重ねている。また、各部会は、それぞれ長い歴史をもち、日常の学習活動と結び付いた具体的な実践研究を行っている。本年度の全県テーマは、「知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成をめざす学校教育の創造」○知識・技能の習得や活用とともに言語活動を基盤とした思考力・判断力・表現力の育成を図る指導改善の推進○倫理観の育成や規範意識の定着を図る教育の充実○児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教職員の資質・能力を高める研修の充実であり、その質的向上に取り組んでいる。研究団体による主体的な改善への取組が行われるよう、次の観点から指導・助言を行う。

- ・一人一人の主体的な自己啓発の意欲の向上と、共同体制による研究活動を一層活発なものにする。
- ・各種部会が主体的に運営されるように、望ましい組織や研究内容となるよう指導・助言をする。
- ・ブロック研究や、郡市合同研究の組織化について積極的に指導・助言する。
- ・各種部会の研究がそれぞれの学校の教育実践に反映されるように積極的に指導・助言をする。

□高等学校教育研究会

全県単位による24の部会が組織され、それぞれ教科や各種教育においての専門的な内容と指導方法の研究を意欲的に進め、全県的な高等学校教育の推進に努めている。

2 平成24年度の研究主題

(1) 公立幼稚園教育研究会

心豊かにたくましく生きる子の育成

(2) 小中学校教育研究会

平成24年度 全県テーマ

知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成をめざす学校教育の創造
○知識・技能の習得や活用とともに言語活動を基盤とした思考力・判断力・表現力の育成を図る指導改善の推進
○倫理観の育成や規範意識の定着を図る教育の充実
○児童生徒の「生きる力」をはぐくむ教職員の資質・能力を高める研修の充実

平成24年度 支部テーマ

支 部 名	研 究 テ ー マ
岐 阜 市	知・徳・体の調和がとれ、自己実現をめざす授業の創造 ～9年間でめざす子どもの姿を見通した指導のあり方～
羽 島 市	生きる力を培う教育を求めて ～個性を生かし、確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の実践～
各務原市	ともに学び合い 心豊かに たくましく生き抜く子の育成
山 縣 市	「心豊かで、たくましく生きる児童生徒の育成」 ～分かる授業・心にひびく授業の充実～
瑞 穂 市	豊かな心をもち、自ら学び自ら考える力を身に付け、たくましく生きる幼児・児童・生徒の育成
本 巢 市	知・徳・体の調和のとれた、将来に夢をもってたくましく生き抜く児童生徒の育成
羽 島 郡	豊かな心をもち、自ら学ぶ児童生徒の育成 ～個性を生かす教育と資質能力を高める研修の充実～
本 巢 郡	知・徳・体の調和のとれた、たくましい子どもの育成をめざす、園・学校教育の育成 ～知識・技能の習得や活用とともに思考力・判断力・表現力を図る指導改善の推進～
大 垣 市	未来に夢と希望をもち、今をひたむきに生きる子どもの育成
海 津 市	知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成 ・学び方を身につけさせ、確かな学力を育てる授業 ・他を思いやる心をはぐくみ、倫理観や規範意識を高める指導
養 老 郡	確かな学力の定着を図るとともに、豊かな心と健やかな体を育てる教育活動の充実

支 部 名	研 究 テ 一 マ
不 破 郡	「ふるさと不破」を誇りとして、未来を切り拓く子どもの育成
安 八 郡	知・徳・体の調和のとれた、たくましい児童生徒の育成 ○思考力・判断力・表現力を育むための知識・技能の習得・活用と言語活動を充実させた「授業作りの推進」 ○規範意識や人権意識の定着を図り、倫理観を育成する「心の教育の充実」 ○教職員が自ら資質・能力を高める「自己を磨く研修の充実」
揖 斐 郡	知識・技能の習得と活用を図り、思考力・判断力・表現力を育成する教育の充実
関 市	自主性・創造性を高める教育 ～仲間と共に主体的に取り組む授業づくり～
美 濃 市	一人一人を大切にする指導法の追究 ～基礎・基本の定着と言語活動の充実をめざして～
郡 上 市	豊かな人間性と社会性の育成を目指す教育活動の研究 ～確かな学力の定着と個性を生かす指導法の追究～
美濃加茂市	一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ教育活動の充実 ～自己にきびしく、人にやさしい、心身ともにたくましい子の育成を目指して～
可 児 市	自分の良さを發揮し、たくましく生きる子どもの育成をめざして
加 茂 郡	自ら学び自ら考える意欲を持ち、一人一人の個性が生きる指導の充実 ○子ども一人一人が自ら学んでいく姿勢の実践的追求 ○仲間との学びの中で個を高める実践的研究 ○教職員としての資質・能力を高める研修の充実
可 児 郡	心あたたかく　たくましい子の育成
多 治 見 市	一人一人が自己充実感をもつ指導 ～できる・わかる喜びを味わい、自信がもてる授業をめざして～
土 岐 市	子どもを大切にし、学ぶ楽しさのある授業を行い、「生きる力」をはぐくむ
瑞 浪 市	子どもが生きる授業
恵 那 市	基礎的な力を培い、確かな学力を高める授業
中 津 川 市	21世紀を生きる確かな学力を身につけた児童・生徒の育成
高 山 市	知・徳・体の調和のとれた、たくましく生きる児童・生徒の育成をめざす教育活動の実践
飛 駒 市	豊かな心と生きる力をはぐくみ、確かな学力を培う教育活動の創造 (1) 地域に根ざし、自ら考え、学び合える指導の工夫 (2) 教職員としての資質・専門性を高める研修の充実
下 呂 市	主体的・創造的に生きる力を培う教育を目指して
大 野 郡	ひとりだちをめざして学び続ける児童・生徒の育成

平成24年度 部会テーマ

部会名	研究テーマ
小国語	生きてはたらく国語の力をのばすために ～一人一人の言語能力を育てる国語科指導～
小社会	社会的事象の意味を意欲的に追究し、自らの生き方をつくり出す子が育つ社会科学習～仲間と練り合い、社会的な見方や考え方を深める姿をめざして～
小算数	子どもの思考力・表現力を高める指導のあり方
小理科	実感を伴った理解を図る理科学習の創造
小生活	気付きの質を高め、自立への基礎を養う生活科学習 ～仲間と高まり合いながら自分のよさを自覚し、意欲と自信をもって生活できる児童をめざして～
小音楽	楽しさと確かさの中に美しさを求める音楽教育 ～音楽のよさを感じ、つながりを生かして思いを豊かに表現する授業～ ～教師自らの音楽性と指導力を高める研修の充実～
小図工	心をえがく 色・形 ～つくりだす喜びを味わい、確かな力を培う学習の在り方～
小家庭	自分の成長を家族とのかかわりの中で実感し、自らの生活を創り出す子の育成
小体育	運動の楽しさを味わう体育学習の創造
中國語	明日に生きる言語能力の育成 ～身につけた言語能力の高まりを実感する言語活動の充実～
中社会	自主性を育て、思考と認識を深める社会科指導 ～「習得」と「活用」を意図した指導計画と指導方法の工夫～
中数学	数学の楽しさを実感させる数学教育の創出 ・基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る指導の在り方 ・数学的な見方や考え方を活用することのよさを実感させる指導の在り方
中理科	自然を科学的に探究する能力や態度を育む理科指導の在り方
中音楽	音楽の仕組みを探り、追求の楽しみを実感する授業
中美術	心をえがく 色・形 ～「心」をとらえ、「つけたい力（造形表現力）」を明確にした美術実践～
中保育	「運動／集団」学習の指導過程に関する研究 ①運動習熟および社会的発達の効果的な指導の在り方を求めて ②個に応じた望ましい指導の在り方を求めて
中技家	生活に生かすことができる確かな実践力の育成 ～課題解決にせまる「見方・考え方・感じ方」～
小中英語	外国語を通じて、コミュニケーション能力の素地・基礎を養う指導を求めて ～コミュニケーションを図る楽しさを体験する効果的な指導と評価の在り方～ ～英語の4技能を関連付け、総合的に育成する指導の在り方～

部会名	研究テーマ
情報報	「生き方」を育む情報教育のあり方 ～「情報活用能力の育成」を目指した授業実践と校務の情報化のあり方～
図書館	学びの力と豊かな心 ～学校教育の中核としての学校図書館をめざして～
特別支援	学びあい育ちあい、自立と社会参加をめざす子どもたち すべての子どもたちに楽しい学びと心豊かな生活を
道徳	夢や希望を抱き、たくましく生きる児童・生徒を育てる道徳教育はどうあるべきか
特活進路	仲間とのかかわりの中で夢を育む生き方指導
国際理解	国際社会に貢献できる児童生徒の育成をめざす国際理解教育の創造 ～地球市民として国際感覚を磨く授業実践の支援をめざして～
環境	豊かな人間性をはぐくむ環境教育のあり方
養教	養護教諭としての専門性を高めるために ～生涯にわたって健康に生きる力を育てる健康教育のあり方～
事務	子どもたちの豊かな育ちを実現する学校事務 ～学校経営に主体的に参画しよう～
栄養	「生きる力」をはぐくむ食に関する指導をめざして ～学校給食を活用して～

第6章 教科書の採択

1 平成25年度使用の教科用図書の採択

- 小・中学校（特別支援学校の小・中等部を含む。）用教科用図書の採択について

平成25年度に使用する小学校用教科用図書、中学校用教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条および同法施行令第14条の定めるところにより採択する。
- 特別支援学校において使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年度採択替えができるが、内容、価格等を十分検討し、県教育委員会の指導、助言を得て適正な採択を行わなければならない。
- 高等学校用教科書については、無償措置法に定める採択に当たっての方法等についての適用はないが、各高等学校に設置された教科書審議会で選定された教科用図書の報告を受け、県教育委員会が採択を行っている。

全ての県立高等学校及び県立特別支援学校の教科書審議会には、学校外の学識経験者等を委員として加えている。

2 平成24年度教科書センター及び分館

センター名	郵便番号	所 在 地	設 置 施 設	設置校種
中央	500-8384	岐阜市藪田南5-9-1	岐阜県総合教育センター内	小・中・高・特
岐阜	500-8368	岐阜市宇佐4-2-1	岐阜県図書館内	小・中・高
瑞穂分館	501-0224	瑞穂市稻里28-1	瑞穂市図書館内	小・中
各務原分館	504-0911	各務原市那加門前町3-1-3	各務原市中央図書館内	小・中
笠松分館	501-6083	羽島郡笠松町常盤町6	笠松中央公民館(図書室)内	小・中
岐南分館	501-6013	羽島郡岐南町平成7-38	岐南町図書館内	小・中
西濃	503-0838	大垣市江崎町422-3	西濃教育事務所内	小・中・高・特
南濃分館	503-1251	養老郡養老町石畠	養老中央公民館内	小・中
神戸分館	503-2306	安八郡神戸町北一色821-1	神戸町立図書館内	小・中
大垣分館	503-0911	大垣市室本町5-51	大垣市立図書館内	小・中
海津分館	503-0654	海津市海津町高須605	海津市海津図書館内	小・中
揖斐川分館	501-0603	揖斐郡揖斐川町上南方15-1	揖斐川町図書館内	小・中
美濃	501-3756	美濃市生櫛1612-2	美濃教育事務所内	小・中・高・特
郡上分館	501-4222	郡上市八幡町島谷207-1	郡上市はちまん図書館内	小・中
関分館	501-3802	関市若草通2-1	関市まなびセンター内	小・中・高
可茂	505-8508	美濃加茂市古井町下古井2610-1	可茂教育事務所内	小・中・高・特
美濃加茂分館	505-0004	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋3299-1	みのかも文化の森内	小・中
可児分館	509-0214	可児市広見570-5	可児市立図書館内	小・中
白川分館	509-1105	加茂郡白川町河岐1728	美濃白川楽集館内	小・中
御嵩分館	505-0116	可児郡御嵩町御嵩1389-1	中山道みたけ館内	小・中
東濃	509-7203	恵那市長島町正家字後田1067-71	東濃教育事務所内	小・中・高・特
多治見分館	507-8650	多治見市笠原町2082	多治見市教育研究所内	小・中・特
中津川分館	508-0032	中津川市栄町1-1	中津川市教育委員会事務局内	小・中・特
瑞浪分館	509-6195	瑞浪市上平町1-1	瑞浪市教育研究所内	小・中・特
恵那分館	509-7492	恵那市岩村町545-1	恵那市教育委員会事務局内	小・中・特
土岐分館	509-5122	土岐市土岐津町土岐口2154-9	土岐市図書館内	小・中・高・特
飛騨	506-8688	高山市上岡本町7-468	飛騨教育事務所内	小・中・高・特
高山分館	509-3505	高山市一之宮町3100	高山市教育研究所内	小・中・高
下呂分館	509-2517	下呂市萩原町萩原1166-8	下呂市はぎわら図書館内	小・中・高・特
飛驒分館	509-4222	飛驒市古川町本町2-22	飛驒市図書館内	小・中・高
白川分館	501-5629	大野郡白川村鳩谷614-1	白川村立白川小学校内	小・中

・展示の期間や曜日は、会場（教科書センター）によって異なります。

3 平成24年度使用教科書

県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校が使用している教科用図書は、下記の岐阜県総合教育センターのホームページ上で公開している。

ホームページアドレス：

<http://www.gihu-net.ed.jp/ssd/sien/kyoukasho/kyoukasho01.htm>

○ 小学校：平成24年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	光 村	東 書	光 村	東 書	東 書	光 村
社 会	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
算 数	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
生 活	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸	教 芸
図画工作	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
家 庭	開 隆 堂	東 書	東 書	開 隆 堂	開 隆 堂	東 書
保 健	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書

○ 中学校：平成24年度使用教科書一覧

種 目	岐 阜	西 濃	美 濃	可 茂	東 濃	飛 駒
国 語	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村	光 村
書 写	教 出	光 村	東 書	東 書	東 書	光 村
社会	地理的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	歴史的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	公民的分野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
地 図	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国	帝 国
数 学	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本	大 日 本
理 科	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
音 楽	一 般	教 芸	教 芸	教 芸	教 出	教 芸
	器 楽 合 奏	教 芸	教 芸	教 芸	教 出	教 芸
美 術	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文	日 文
保 健 体 育	学 研	東 書	東 書	東 書	東 書	学 研
家庭技術	技 術 分 野	東 書	東 書	東 書	東 書	東 書
	家 庭 分 野	開 隆 堂	開 隆 堂	東 書	東 書	東 書
英 語	三省 堂	東 書	東 書	東 書	三省 堂	東 書

○ 高等学校

県立高等学校は、各学校ごとに選定し、県教育委員会が採択している。

○ 特別支援学校

県立の特別支援学校は、高等学校と同様に採択している。

◇ 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）

国語…83種 生活・社会…41種 算数・数学…41種 生活・理科…30種

生活・保育…20種 生活・職家…21種 外国語(英語)…14種 音楽…26種

図工・美術…48種

◇ 文部科学省が著作の名義を有する教科用図書

国語…6種 社会…4種 算数・数学…4種

理科…2種 英語…1種 音楽…3種